

第三十八回国会 衆議院 科学技術振興対策特別委員会議録 第十四号

昭和三十六年四月二十六日(水曜日)

午後一時四十三分開議

出席委員

委員長 山口 好一君

理事 菅野和太郎君 理事 齋藤 憲三君

理事 中曾根康弘君 理事 中村 幸八君

理事 前田 正男君 理事 岡 良一君

理事 岡本 隆一君

有田 喜一君 佐々木義武君

西村 英一君 石川 次夫君

田中 武夫君 山口 鶴男君

内海 清君

出席國務大臣

大蔵大臣 水田三喜男君

國務大臣 池田正之輔君

出席府政委員

調達庁次長 眞子 傳次君

科学技術政務次官 松本 一郎君

總理府事務官 (科学技術庁長官官房長) 島村 武久君

總理府事務官 (科学技術庁原 紅 文吉君

子力局長) 大蔵事務官 上林 英男君

(主計局法規課 委員外の出席者

原子力委員会委員 有沢 広巳君

員 總理府事務官 (科学技術庁原 井上 亮君

子力局政策課 大蔵事務官 (主計官) 佐々木達夫君

参考人 (東京大学名誉教授、原子力委員会原子力災害補償専門部会長) 我妻 榮君

本日の会議に付した案件

原子力損害の賠償に関する法律案 (内閣提出第一〇六号)

原子力損害賠償補償契約に関する法律案 (内閣提出第一〇七号)

○山口委員長 これより会議を開きます。

原子力損害の賠償に関する法律案及び原子力損害賠償補償契約に関する法律案の両案を一括議題として参考人より意見を聴取することといたします。

御出席の参考人は、東京大学名誉教授、原子力委員会原子力災害補償専門部会長我妻榮君であります。

この際我妻参考人に一言ごあいさつ申し上げます。

本日は、御多用のところ、本委員会の法律案審査のためわざわざ御出席いただきまして、まことにありがたく、厚く御礼申し上げます。

本委員会は、ただいま原子力損害の賠償に関する法律案及び原子力損害賠償補償契約に関する法律案の両案について審査をいたしております。両案について、我妻参考人には忌憚のない御意見を述べ願いたいと存じます。

なお、この際、我妻参考人には、原子力委員会原子力災害補償専門部会長として、多年御検討になられた原子力

損害賠償制度について、その経過と内容の骨子の御説明を願えれば幸甚に存じます。

御意見の発表は約二十分程度としていただきます。そのあと、委員諸君の質疑があれば、これにお答え願いたいと存じます。我妻参考人。

○我妻参考人 ただいま委員長から、法案作成の経過とその骨子を説明するようになっていることとございますが、先ほど御紹介の、原子力災害補償専門部会長の部会長といたしまして審議をいたしました内容は、昭和三十四年十二月十二日付で原子力委員会の当時の委員長、中曾根委員長に答申を出しております。

それをあらためて申し上げますと、審議の経過と問題点が相当詳細に出ております。従って、ここではその骨子だけお話し申し上げようと思っております。

もうすでに御承知のことと思っておりますが、この賠償法案は、原子力事業を営む者、事業者と申すことにいたしました。無過失責任を負わせて、原子力事故から生ずる災害について、事業者が故意または過失がなくとも責任を負うという無過失責任を骨子としております。

この無過失責任と申しますのは、部会におきましては、原子力産業のようにな、一方においては非常に社会のために役に立つものだけれども、しかし、同時に、はかり知ることのできない大きな災害を必然的に含んでいる企業を国家が許してやらせる以上は、無過失責任を事業者に負担させて、被害者に損害をこうむらさないように、つまり、泣き寝入りさせないようになさるべきであらうということでは、部会の委員は全会一致で、反対はありませんでした。これは申すまでもないことだと思っております。最近になりました。いろいろな科学技術の発達によって、社会の役には立つけれども、人力をもつてはとうてい防ぎ得ない何パーセントかの危険を含んでいるという企業がだんだん多くなりました。ですから、昔のように、過失なければ責任なしというわけにはいかぬというので、世界各国で無過失責任を認めております。交通事業、鉄道とか船とか飛行機というようなものは、ほとんどすべての国が無過失責任を認める立法をいたしております。日本はその点ではややおくれておりますけれども、しかし、鉱山業、いわゆる鉱害の賠償については、それから、近くは自動車事故なんかにしても無過失責任を認めておりました。そうしたのが国の事情からいっても、世界の趨勢から見ても、無過失責任を認めるというところについては異論がない。ただ、その無過失責任を認めると申しましても、やり方がいろいろありますので、そのやり方について、部会では相当激しい議論を戦わしたわけでありまして、やり方がいろいろあると申しますのは、一方の端には、私の企業がそういう災害を起こした場合には、その損害は企業の責任とすればそれでいい、一つの例をあげて申しますと、たとえば、銅山を経営するため

に鉱毒問題を生じているというような場合には、銅山は相当もっているのだから、その企業に当然含まれる損害として計算すべきであって、銅山を掘ることから日本の米の収穫が減ったなら、その収穫を十分に埋める、また、魚が死ぬなら、その魚の損害を十分に埋めるといことが、銅山を掘るために必要な経費だと考えろ、そして、その経費を十分まかなった上でプラスが出たら、それは会社の利益として配当してもよろしい、しかし、それを埋めない限りは利益を計上すべきじゃないのだという考え方で、企業そのものが自分で責任を負うというのが、いわば一方の端でございます。ところが、そういうふうなやり方と申しますと企業は成り立たない、そろばんがとれないというところが企業によっては当然生じてくるわけでありまして、そのときは、今度は、国家がその企業の重要度に応じてそれを助けていかなければならない、そして、企業だけにそれを負わせれば企業が滅びてしまうから、国家がそれを助けていかなければならぬ。その助け方もいろいろあるやり方があるわけなんです。だんだんその程度が多くなります。最後に、それでは私の企業にしておくとが何かというところになつて、これは国家の経営に移すべきじゃないか、国営事業になるところまでいきました。これが一番こっちの端でございます。その私企業のみが責任を負う無過失責任と、国家の経営に移していく無過失責任に至るまで、その

中間にはいろいろなバラエティがあるわけですが、そのバラエティにおいて、日本では何をやるべきかということ、部会の議論になったわけでありまして、そして、これから申し上げるような骨子をもってでき上がったわけでありまして、その性格は、一言にしていえば中間的なものだ。私企業というものを正面に立てて、そして、それに責任を負わせて、ただ、それでは私企業が責任を負い切れないことがあるだろう、あるいはそれを背負うては企業がつぶれることがあるだろうという場合に、国家がそれを直接間接に支援していこう、そういう骨組みになつておるわけでありまして。

そこで、入口のお話はそのくらいにしまして、この法案の骨子ですが、これは、おそらく十分御理解のことかと思ひますけれども、一応御説明申し上げますと、原子力あるいは原子炉が故障を生じて災害が起きるといふ場合には、原則として、すべて企業者が責任を負う。ただ、異常かつ巨大な戦争といふようなもの、あるいは異常かつ巨大な自然の災害、ちよつと予想のつかないようなものが原因となつていふことを除いては、すべて事業者が、いわゆる青天井で、その生ずる損害がいかに大きなものになつても責任を負う。ですから、きわめて異常な場合は責任を負わない。これは非常にわずかな場合であらう、あるいはほとんど生じないだらうと考えられる場合は責任を負いません。しかし、それからあと、大きな幅の損害は、その災害が幾ら大きくなくても常に青天井で責任を負う、これが骨子であります。ところが、この事業者が責任を負う範囲全

体、幅も上も、全部を保険がカバーしてくれれば問題は非常に楽なわけですが、けれども、しかし、わが国の保険業界の事情あるいは保険というものの持つてゐる性格、それから、世界の保険市場、再保険します市場など、いろいろなことがからみ合つてきて、この大きな幅の中から地震、噴火それから正常運転によつて長い間に蓄積してくるやつ、それから災害が非常におそろしく、十年以上もたつて現われてくる場合、この三つですね、この三つは保険ではカバーし切れない。この点も、部会ではいろいろな保険業界の代表者と押し問答しまして、なるだけ保険のカバーする分野が少なくなるようにいたしましたのでありますけれども、保険の方も一つの業者でありますし、それから、先ほど申しましたように再保険をしなければならぬということもありますので、やはりどうしても保険のカバーし切れない事故があり得るわけですね、それは仕方がない、保険はカバーしないのだから、そのほかのところは保険でカバーしよう、そして、その保険のカバーしないところは国家との契約で——本日御審議になつておりますもう一つの賠償契約の方で国家と補償契約をして、そして、そこはカバーしていく。これはちよつと押し合ひになつて、もし、将来保険が十分にすべてをカバーするようになれば、国家と補償契約をすることは要らなくなるわけですね。その意味で十年と期間を限つてゐるのだらうと思ひますが、とにかく、現在のこの法案の状態によりまして、大部分は保険契約でカバーする、それから、保険契約でカバーしない地震、噴火その他のものは国家の補償

契約でカバーする、こういうふうになる。これが建前でありまして。ところが、保険は五十億しかカバーいたしません。今日の保険の事情からいって五十億といふことになつております。そうすると、それにならないうして、保険のカバーしない、国家補償契約をする地震、噴火その他のところも、やはり五十億といふふうに切つております。そうすると、五十億をこした場合はどうかといふ問題が残るわけですね。この五十億をこした場合はどうかといふことと、一番先にとつておきました異常かつ巨大な場合、これはだれも責任を負わない、この二つが残るわけですが、五十億をこす部分については国家がそれを——企業者の責任は、さつき言ひましたように青天井で、五十億の保険契約をしていても、それ以上の損害が生じたならば企業者は責任を負うのでありますから、その企業者の責任を国家が援助するといふ格好で、それは終わりの方、たしか十六条だつたと思ひますが、十六条で国家が援助して、建前は企業者の責任だが、国家はそれを援助する。ただし、さつき言ひましたこの五十億の中の保険とパラレルにいく補償契約は、これは契約上の責任ですから、国家は必ず私にやうな補償をこすけれども、この五十億をこしたところは国家の援助という形で、必ずしも法律的な義務とはなつておりません。それから、この横の方の異常かつ巨大なところ、これは、業者自身も責任はないわけでありまして、そこは国家はどうかといふこと、これは十七条の国家措置というので、簡単に言ひますと、伊勢湾台風のように国家がそれを救助するといふような、そ

ういふ立場でこれを救助していこうといふのが十七条のやり方だと考えていいだらうと思ひます。もう一べん繰り返しますと、最も普通に通生ずるであろうところは五十億の保険でいく、それから地震、噴火その他非常にまれだらうと思はれるところは国家との補償契約でいく、ただし、それはいずれも五十億までで、五十億をこしたところは、原因のいかんを問はず、国家が十六条の援助という形でそれを埋めていく、それと異常かつ巨大だといふ例外的の場合には、これは国家が救助するといふ格好でいく、こうなつております。これが法案の骨子であります。ところで、この建前は、先ほど申しました無過失責任——災害を生じたときに被害者が何ら損害をこうむらないように、原因を与えたものから賠償してもらへるという、その無過失責任という理想を実現するためにいろいろやり方があると思ひましたが、そのやり方のうちの中間的なもの、企業者の責任といふものを正面に立てて、そして、国家がそれを支援するといふ建前になつておるといふことがおわかりになつたらうと思ひます。

ところで、これと全く違ひやり方があり得るわけ、部会ではその違ひやり方についていろいろ説が相当有力であつたのでございまして、それは、建前をひっくり返しまして、およそ原子力災害を生じた場合には、すべて国家が補償する、異常かつ巨大であらうが、地震、噴火であらうが、あるいは保険がカバーするものであらうが、それから五十億をこすところが、およそ原子力災害を生じたときには国家が責任を負う、ただし、その国家が負つた責任を、だんだん回収して行くわけですね。企業者には保険をつけさせておいて、その保険金を国は回収する。それから、地震、噴火については、国家が補償料をとるのめけつこうでしよう。とにかく、今と同じようなやり方をするにしても、まず、被害者に対しては国家が責任を負う、そして、あとは、その国家のほき出した金をどうやって埋めるかといふ内部的な関係として問題を処理していくといふことが考えられるわけですね。そして、部会としては、そういう意見が相当強かつたのであります。そして、私個人としても、まさに、その行き方はいくべきではないか、その方がすぐれていると考えます。しかし、先ほど申しましたように、同じ無過失責任という理想を実現するについても、いろいろやり方があると申しました。そのいろいろなやり方といふものは、やはりその国の他の法律制度との関連とか、あるいは産業の状態といふようなことと相関的に考えなくちゃならないことであつて、必ずしも頭の中で考へて一番すっきりしてゐると思はれることがその国で一番いいともいひ切れない。これは理論の上でどつちが正しいといふ問題ではなく、政策の問題だ。言いかえまして、日本の原子力産業といふものに、どこまで国家が力を入れてそれを発達させていくとなさるのか、その国家の政策の問題としていかなる手段をとるかといふことが決定されるべきであつて、法律家が法律技術的にそれを決定するものではない。だから、部会としては、そうした国家が第一段に全責任を

負うという形がすつきりして、その方がいいと思うのだけれども、しかし、政策問題として、もし、それがとれないときには、こういう行き方をすべきだろうという審議をいたしましたので、その点は幅を持たして答申をいたしております。それを政府当局がいろいろ内部で御検討なされた上で、個人の考えとしては、その方がすつきりしていると思うと申し上げましたものと相違した、さつきから申し上げておりますように、事業者の責任というものを第一段にして、それを支援するという建前になったわけでありまして、それなら政策の問題だ。といって、それじゃ、どうきめても何も問題がないのかとお尋ねになりますれば、個人の考えとしては、それは結局運用の問題だということになるだろうと思ひます。なるほど、五十億をこえる場合は援助するということになって、契約上の義務あるいは法律上の義務にはなっておりません。しかしながら、それでは国家がはたして被害者に損害をかけるような、泣き寝入りさせないような措置をとるかどうかということは、それは、まさに政府の仕事であり、さらには国会の仕事だ。だから、国会における皆様の決意いかんによって、それを十分に運用なされば不都合は生じないだろう。それから、異常かつ巨大だ、何人も責任を負わないという場合でも、先ほど、いわば伊勢湾台風と同じような取り扱いをすると申しましたけれども、それは決して保護が不十分だろうという意味で申し上げたものではありません。伊勢湾台風でも相当の処置をおとりになったと拝察しておりますが、原子力の場合でも十分の措置が

とられるであろうということを期待いたしますので、そうした意味で、理論的に見てすつきりしない点があるというところは遺憾に思ひますけれども、しかし、運用よろしきを得て、また、運用よろしきを得るよういろいろな苦心した条文が入っておりますから、それらの条文を手がかりとして、最後には、政府及び国会の良識によって不都合を生じないであろうと考えながら、この法案に結局において賛成しているわけでありまして。

それから、一、二つ追加しますと、たとえば、この問題は、国際間にいろいろ問題を生じますので、国際条約が審議されつつあります。これは第三者に対する災害の補償という問題と、原子力船の問題と二つありますが、わが国でも代表者を派遣して審議に参加しておりますし、私の部会でも始終それと関連をとって研究しております。この条約ができたときに、現在御審議中の法律とどういう関係を生ずるかという疑問を生ずるわけでありまして、これも、二つと申しましたうちの船でない方、第三者に対する損害をいかに賠償するかという方は、結論を申し上げますと、この法律と抵触するようなことはなからう、その条約が通ったところで、改めなくちゃならぬようなことはなからう、ただ一つ、あるいは原子力発電所から発電所に働いている従業員の仕事上の災害は、この法律で除いておきます。これは労働者災害補償の方で考へる、内容においても違ふ点があるだろうというので、別に考へるというのが政府の方針らしいのであります。従つて、もし、この条約の中で従業員も入れるような条約になりますれば、

ば、その点は何とか手当をしなくちゃならなくなるだろうと思ひますけれども、ただ、法律全体の骨格には関係のない問題であるということになります。それから、船の方は多少事情が違ひまして、この法律は一応船も入れておるのでありますけれども、要するに、原子力発電所あるいは原子炉というようなものとはだいぶ事情が違ひますので、船の方の条約ができたという時期になりますと、あるいはこの法律の中から船を除いて、船についてだけ特別の法律を作らなければならなくなるようになるかもしれないと考へます。しかし、その場合でも、条約は非常に大きなワケを作つておるのでから、この賠償法と全然性格の違つたものを作らねばならぬというようにはならないだろう、やはり同じ性格のものでやつていけるだろうというふうに、私個人として想像しております。

最後に、一言つけ加えますが、原子炉の運搬されるまでにはまだ日があると思ひます。御承知の通り、もう何年か後にならないと原子力発電所のようにならなところの運搬はまだ始まらないだろうと思ひます。しかし、設備に長い月日を要しますので、用地の買収とかあるいは設備を建設するということは、もうすでに着手し、あるいはまたとどんでん着きされておるようでありまして、そのときに、地元の人たちが、賠償はどうかというおそれ、法律を心配いたします。その賠償が、法律のこまかな点はともかくとして、被害者に決して泣き寝入りはさせないようにするのだということがはつきりいたしておりませんと、設備を作るにも、用地を求めるにも非常な困難に際会されるだろうと思ひます。従つて、その意味では、運転を始めるのは数年先だといひましたけれども、被害者に対して安心感を与えるということは、現在もうやらなければならぬ時期、あるいは少しおくれたといつてもいいくらいの時期になつていようと思ひます。

従つて、先ほどから繰り返してありますように、理論的に見ると、この法律は、私が予想したものと少し違ひ子供ができておるようには思ひますけれども、しかし、私の考へてゐる理想をそんなに不十分にする子供でもないように思ひますので、一日も早く法律になることを、私個人として希望しておるわけでありまして。

以上、御説明申し上げましたが、きわめて簡単でありますから、御質問があれば、また、それにお答えすることになつていただきます。

○山口委員長 以上で我妻参考人からの御意見の発表は一応終わりました。

○山口委員長 質疑の通告がありますので、この際、これを許します。田中武夫君。

○田中(武)委員 我妻先生に、二お伺ひしたいと思ひます。

そのまず第一は、今日、いわゆる無過失責任論は通説になつておると思ひます。今、先生おっしゃいましたように、交通事故とか、飲酒にはすでにその明記がある。今回の法案で無過失責任を明記しておるのですが、たとえば、そういうことの明記せられていない普通の産業等においても、いろいろな無過失による責任を負わなくちゃならぬ状態が起きてくるであろうと思ひます。まず、無過失責任ということは、——先生にこんなことを言えは笑われるかもしれませんが、われわれ学生時代の、信玄堂かけの松時代から裁判所も判例において認めておる。こういう事態ですから、特に無過失責任を法律でうたふこと、うたつていないこととは違ひますか。

○我妻参考人 どのように違ひか、それはおっしゃる通り、判例あるいは学説が非常に努力をいたしまして、今、指摘されましたように、鉄道——武田信玄堂かけの松は鉄道の問題ですけれども、規定のない場合にも、できるだけ無過失責任を認めるようにいたしております。しかし、何といつても、法律に規定がはつきりしていないのにそれを認めていくんですから、いろいろ技術を要するし、また限度がある。それをはつきり法律で認めれば、その関係が非常にはつきりしてくると思ひます。ちよつと民法の講義のようになつてはなだ恐縮ですが、具体的な例をあげますと、御承知だろうと思ひますが、東京大学の付属病院で輸血梅毒事件というのがあります。結局、東京大学、すなわち、国が負けて損害賠償を払われたいという最終の最高裁判所の判決が割合近く出た。あれは東京大学の医学部の教授諸君に言わせると、非常に無理だと言ひますね。御承知だろうと思ひますが、あれは輸血をしていという証明書を持つていのです。しかし、一週間前の証明書です。だから一応安心するわけですね。そこで聞くんです。聞くときに、からだは丈夫かと聞いたら、丈夫ですと答えたから、そのまゝ輸血しましたが、その前々日に上野で愛な女を買つたわけですね。

しかし、からだか丈夫かという質問では足りない。女を買わなかったかという質問をしなければならぬ。問診が不十分だ、だから、そこに過失がある、こういうことを言っているのです。しかし、理屈をいいますと、血を売りに来た人が、お前女を買ったかと言われれば、買わないと言ひにきまつていい。買いましたと言へば、おそれ、それじゃ、お前の血は買わないと言ひのだから……。そのときに顕微鏡で見ても、前々日買ったものは、まだ顕微鏡ではわからぬのだそうです。そういう場合に、問診が不十分だから責任を負えといっているのは、簡単にいへば、こじつけだと私は思ひます。そこで、ただ無過失責任を認めていこうという一つの手がかりをそこに求めているんだといつてもいいんじゃないか。ところが、それに無理があるというのは、そのこと自体が無理があるだけではなく、それじゃ、判例理論として、輸血をするときに、万々一の失敗があったときには医者の責任だと言つてごらん下さい。それは医師会が反対します。武見会長がひすめを鳴らして国会を責めるだろうと思ひます。そうすると、どうしたらいいかという、保険でもかけるかという事になって、新たな制度を作らなくちゃならぬですから、無過失責任という制度は、ある特殊なものだけ考へておきますと非常にもつともだと思ひますけれども、しかし、私企業であるときには、往々にして無過失責任に耐え切れぬという事になりますから、それを認めているという事になります。今度は、それを裏づけるために保険制度を考へてやる

ければならぬだろう。そういう意味で、単に法律解釈に無理がいくというだけでなく、無過失責任をスムーズに、一つの制度として運営していくという点で、やはり立法ではつきりさせる意味があると思つておきます。

○田中(武)委員 そういたしますと、この法案は原子力災害でございますが、他の一般の産業、ことにケミカル関係の産業でも、なるほど、原子力の場合と比べてその損害の範囲は若干違ひがあるかも知れませんが、同じようなことが言えると思ひます。この法案で、原子力に対して無過失責任を明確にし、それをカバーする保険制度なり国家補償を考へていくならば、同じような理論が、他の産業、ことに重化学工業等においても出てくると思ひます。法律が原子力ですから、この法意をもつて一方を類推していくという事は無理だろうと思ひます。そうすると、その場合も、こういった法律が必要ではなからうか、こういうふうに考へるのですが、その点はどうでしょう。

○我妻参考人 理論的にいへば、おっしゃる通りだと思ひます。すべての危険を包蔵している産業と先ほど申しましたが、その中にはケミカル産業ももちろん入ると思ひます。ただ、先ほど申しましたように、無過失責任を認めるにしても、そのやり方が、こつちの端には、企業者に無過失責任の負担をさせただけではないというのと、こつちの端には、国家が全責任を負うというのと、その幅が広がって、その間にいろいろなパラエティがあると思ひましたが、それをどこに入れるかという問題ですね。それで、今、医者の例をあ

げたのですが、医者の例なんかだと、国家が何とかしてやらなければならぬという一つの例だろうと思ひます。医者が反対して、無過失責任を負わせるなら一切輸血はしない、日本医師会の会員は輸血拒絶だと言われたら、これは非常に困る。さればといつて、医師に無過失責任を負わせることができないとすれば、そこにやはり国家が入つていつて何か保険制度をやるとか、何か考へなければならぬわけですね。しかし、ケミカルのように、相当長い歴史を持ち、資本も相当安定しているというよりなものについて、国家がどれだけ入つていく必要があるかという事を考へなければならぬ。ですから、無過失責任といふことは、さつきもちよつと注意して申しましたように、被害者に損害をかけない、被害者を泣き寝入りにはしないという点でつかまえていくべきで、それじゃ、その責任をだれに持つていくかというときには、私企業のみ責任にするのと、国家が手を入れるのとの違いを生ずる、その点は、その企業、産業、経済、政治その他のすべての事情からきまる、こう申し上げましたのですが、化学工業をそのどこに置いているかということとは、相当むずかしい問題だろうと思ひます。けれども、少なくとも、原子力と産業とは相当違ひがあるという事は、いえると思ひます。ですから、そういう点はいづれ問題になるだろうと思ひますけれども、それは、またそのときに具体的に研究しなくてはならぬ問題だ、原子力産業にこういう法律で国家が責任を負うよりなことを規定したからといつて、その他のありとあらゆる産業がこうならねばならないとい

うわけでもないと同時に、今度は、すべてこういう特別の規定のない産業は、全部過失責任だともいえない。その辺は、いづれ研究しなければならぬ問題だろう、こう思つておきます。

は、企業者は、従来、過失がなければ責任を負わなかったのに、今度は、過失の有無を問はず責任を負うというふうにだんだん変わつて参ります。ときに、過失がなくても責任を負うといつても、そこに、おのずから限度があるはずだろう、その限度は、質と量と二つに考えられるのではないかと。質といふのは、とうてい予想し得ないような巨大な天災地変、社会的動乱といふことになれば、それはとうてい責任を負わせるわけにいかぬじゃないか。なぜといふと、さつき言ひましたように、銅を掘るために、どんな設備をしても必ず米が幾らか減取になるといふような、それを経費の中に計算しろと申しましたね。ところが、その異常かつ巨大な天災地変、社会的動乱に乘らな

らなれば、それはとうてい責任を負ひたいと思ひます。先ほどの先生のお話で大体わかつたのですが、補償法の三条の、いわゆる「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱」、これが、先ほど先生の言われたように、補償契約の方の三条第一号に、「地震又は噴火によつて生じた原子力損害」従つて、こゝういふのは除く。なぜかといへば、先ほど、先生は、保険の事情からと、こゝういふように言われた。そういたしますと、無過失責任に対して責めを免れる範囲といひますか、限界といひますか、それが「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱」である、こゝういふことになるわけですが、これは理論的なものではなくて、保険の事情からきたところの演繹的な解釈である、こゝういふことなんでしょうか。さらに、無過失責任を認めた場合に、理論的に無過失責任の除かれる限界といひますか、こゝういふところは一体どこに置くべきか、こゝういふことをちよつとお伺ひいたします。

○我妻参考人 三条一項のただし書き、「ただし、その損害が異常に巨大な天災地変又は社会的動乱によつて生じたものであるときは、この限りでない。」といふのは、私の理解するところによりますと、無過失責任といふの

は、企業者は、従来、過失がなければ責任を負わなかったのに、今度は、過失の有無を問はず責任を負うというふうにだんだん変わつて参ります。ときに、過失がなくても責任を負うといつても、そこに、おのずから限度があるはずだろう、その限度は、質と量と二つに考えられるのではないかと。質といふのは、とうてい予想し得ないような巨大な天災地変、社会的動乱といふことになれば、それはとうてい責任を負わせるわけにいかぬじゃないか。なぜといふと、さつき言ひましたように、銅を掘るために、どんな設備をしても必ず米が幾らか減取になるといふような、それを経費の中に計算しろと申しましたね。ところが、その異常かつ巨大な天災地変、社会的動乱に乘らな

らなれば、それはとうてい責任を負ひたいと思ひます。先ほどの先生のお話で大体わかつたのですが、補償法の三条の、いわゆる「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱」、これが、先ほど先生の言われたように、補償契約の方の三条第一号に、「地震又は噴火によつて生じた原子力損害」従つて、こゝういふのは除く。なぜかといへば、先ほど、先生は、保険の事情からと、こゝういふように言われた。そういたしますと、無過失責任に対して責めを免れる範囲といひますか、限界といひますか、それが「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱」である、こゝういふことになるわけですが、これは理論的なものではなくて、保険の事情からきたところの演繹的な解釈である、こゝういふことなんでしょうか。さらに、無過失責任を認めた場合に、理論的に無過失責任の除かれる限界といひますか、こゝういふところは一体どこに置くべきか、こゝういふことをちよつとお伺ひいたします。

○我妻参考人 理論的にいへば、おっしゃる通りだと思ひます。すべての危険を包蔵している産業と先ほど申しましたが、その中にはケミカル産業ももちろん入ると思ひます。ただ、先ほど申しましたように、無過失責任を認めるにしても、そのやり方が、こつちの端には、企業者に無過失責任の負担をさせただけではないというのと、こつちの端には、国家が全責任を負うというのと、その幅が広がって、その間にいろいろなパラエティがあると思ひましたが、それをどこに入れるかという問題ですね。それで、今、医者の例をあ

げたのですが、医者の例なんかだと、国家が何とかしてやらなければならぬという一つの例だろうと思ひます。医者が反対して、無過失責任を負わせるなら一切輸血はしない、日本医師会の会員は輸血拒絶だと言われたら、これは非常に困る。さればといつて、医師に無過失責任を負わせることができないとすれば、そこにやはり国家が入つていつて何か保険制度をやるとか、何か考へなければならぬわけですね。しかし、ケミカルのように、相当長い歴史を持ち、資本も相当安定しているというよりなものについて、国家がどれだけ入つていく必要があるかという事を考へなければならぬ。ですから、無過失責任といふことは、さつきもちよつと注意して申しましたように、被害者に損害をかけない、被害者を泣き寝入りにはしないという点でつかまえていくべきで、それじゃ、その責任をだれに持つていくかというときには、私企業のみ責任にするのと、国家が手を入れるのとの違いを生ずる、その点は、その企業、産業、経済、政治その他のすべての事情からきまる、こう申し上げましたのですが、化学工業をそのどこに置いているかということとは、相当むずかしい問題だろうと思ひます。けれども、少なくとも、原子力と産業とは相当違ひがあるという事は、いえると思ひます。ですから、そういう点はいづれ問題になるだろうと思ひますけれども、それは、またそのときに具体的に研究しなくてはならぬ問題だ、原子力産業にこういう法律で国家が責任を負うよりなことを規定したからといつて、その他のありとあらゆる産業がこうならねばならないとい

は、企業者は、従来、過失がなければ責任を負わなかったのに、今度は、過失の有無を問はず責任を負うというふうにだんだん変わつて参ります。ときに、過失がなくても責任を負うといつても、そこに、おのずから限度があるはずだろう、その限度は、質と量と二つに考えられるのではないかと。質といふのは、とうてい予想し得ないような巨大な天災地変、社会的動乱といふことになれば、それはとうてい責任を負わせるわけにいかぬじゃないか。なぜといふと、さつき言ひましたように、銅を掘るために、どんな設備をしても必ず米が幾らか減取になるといふような、それを経費の中に計算しろと申しましたね。ところが、その異常かつ巨大な天災地変、社会的動乱に乘らな

らなれば、それはとうてい責任を負ひたいと思ひます。先ほどの先生のお話で大体わかつたのですが、補償法の三条の、いわゆる「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱」、これが、先ほど先生の言われたように、補償契約の方の三条第一号に、「地震又は噴火によつて生じた原子力損害」従つて、こゝういふのは除く。なぜかといへば、先ほど、先生は、保険の事情からと、こゝういふように言われた。そういたしますと、無過失責任に対して責めを免れる範囲といひますか、限界といひますか、それが「異常に巨大な天災地変又は社会的動乱」である、こゝういふことになるわけですが、これは理論的なものではなくて、保険の事情からきたところの演繹的な解釈である、こゝういふことなんでしょうか。さらに、無過失責任を認めた場合に、理論的に無過失責任の除かれる限界といひますか、こゝういふところは一体どこに置くべきか、こゝういふことをちよつとお伺ひいたします。

それを國がささえる、それから当然抜けてくるわけです。私企業を中心としておりますから、抜けてくるなら抜けてくる。それをほりつぱなしにしない、さつき申しましたように十六条や十七条でカバーしている、だから、理論的に申しますと非常に弱くなる。その保険の部分と補償契約の部分とは、法律的な義務として保険会社や國が金を出してくれるけれども、五十億以上になると、國は國會によつてそれをきめるのであつて、義務にはなっていない。それから、異常かつ巨大なところも、何人も義務は負つていない。ですから、そういう純形式的論的に見ると、そこに大きな違いがあるわけですよ。その点で、もし建前をひっくり返して、おおよそいかなる事情であつても、いかなる巨額であつても國が責任を負う、一番初めに法律で國を義務づけまして、それからあとに、ただし保険に入る、保険金はこつちへよこせ、それから、こういう原因について補償料を払え、こう言つておきますと、理論的には正反對だから、非常に強くなる、こう申し上げたわけですよ。だから、その意味では、私個人としては不満がありますけれども、しかし、そこは政府と國會の良識に信頼して、結論としては、實際はそう違わないことになるだらう、そう申し上げておるわけですよ。

不可抗力ということなんですね。ほとんど発生しないだらう。ほとんど発生しないようなことなら、何も書く必要はないだらうということにもなりますけれども、これは先ほどから繰り返して申しますように、無過失責任は私企業の責任を中心として発達したものであるから、いかに無過失責任を負わせるにしても、人類の予想していないような大きなものが生じたときには責任がないといつておかないと、つじつまが合わないじゃないか、そういう考えが出てくるだらうと私は解釈しております。しかし、實際問題としては問題になるかもしれないけれども、おそろしく大したことはないだらう。

○田中(武)委員 そういたしますと、その文句の法律的解釈、これを俗に言うなら、予想といふか、考えられないような事態、こういうふうに理解してよろしいのですか。

○我妻参考人 ええ、その通りです。

○田中(武)委員 先生のお話を聞いておきますと、いわゆる無過失責任を打ち出してやる型に、企業としてやる型と、いわゆる國家補償、國家賠償といふことをまず打ち出しておいてやる型と、いろいろな型がある、こういうふうにおっしゃつて、先生は、國家補償を打ち出した方がベターじゃないか、こういうふうにおっしゃつておつたと思うのですが、外國の立法例はどちらの方に重点を置いておられますか。

○我妻参考人 今正確なことは申し上げられませんが、両方ありまして、ドイツなんかでは國家が全責任を負う。しかし、日本のように國會といふところに信頼して、まかせておるところも

あります。ところが、それで國民が安心するかどうかといふことは、國會に對する國民の信頼度によるのだらうと私は思います。ですから、私は、イギリスなんかでは國會が適當の措置を講ずるということであれば、どんな法律よりも、どんな契約よりも國民は安心するといふことですから、日本もそんなことを希望するわけです。

○田中(武)委員 どうも一本取られたような気がするのですが、國際條約がだいたい進んでおる、それができたときに、この法律が抵觸するかどうかといふことについて先ほどお話をありまして、その中に、船舶關係は別として、第三者補償については、もし抵觸するとするならば、従業員の勞災適用という点が違ふだらう、こうおっしゃつたわけですが、他の諸國でも、日本の勞災保險と同じような制度があると思ふのです。その勞災保險と同じような制度を持つてゐる國に於いて、第三者賠償の立て方は、従業員といふものをどう扱つておるのでしょうか。

○我妻参考人 いや、私の申しましたのは、もつと形式的なことを申しましたので、この法律では従業員を除いてゐるわけですね。では、なぜ除いたかといへば、労働者の災害補償という制度の方でそれをカバーしているといふのだから、決して労働者、従業員を不利にするつもりはない。もつと、かえつて一そう強い工合にするつもりであるかもしれない。しかし、國際條約が、もし、この労働者について普通の第三者と同じような、それを全部含めたような條約になりますと、日本でも何かそこに手を打たなくちゃ

ならぬかもしれない。法律を形式的にいじらなくちゃならぬなるかもしれないといふことを申し上げたのです。今ずつと見ていって、形式的に違つてゐるのはそこだけであるといふことを申し上げたのです。しかし、かりに、國際條約が、労働者について、ほかの法律でより一そう十分な保護を与えてゐる國は、それはそれでいいといふ條約でもできますれば、そして、日本のこの点についての労働者災害補償の方が十分になっておきますれば、そうすれば手をつける必要がないことになるわけですよ。ただ、條約では、労働者だけ特別の取り扱いをするといふ行き方をしておらぬものだから、そこにたゞ問題がある、こう申し上げたのです。

○田中(武)委員 私は、この法律の立て方の方がいいと思ふ。その産業に従事してゐる労働者は業務上の災害になるのだから、その方がいいと私も思ふ。先生がそういうふうにおっしゃつたので、そういう勞災保險のような、労働者災害補償のような制度のあるところでは一体どうしておるのであらうか、こういう意味でお伺ひしたわけですが、けつこうです。

○我妻参考人 それは、先生にお伺ひするのとはどうかと思ふのですが、これによる賠償によつて、死亡したような場合、具体的に一人大体幾らというような計算はどうなのでしょう。そういうことは先生の範疇じゃないと思ふのです。

○我妻参考人 それは、私個人としましては最も大事な点だと思ふのですけれども、この法律を作ることには忙殺されておまして、その方はまだ私の部会でも十分やっておらないのです。法律の建前としては、補償法の終わりの方にあります原子力損害賠償紛争審査会といふところで十分の措置を講じなくちゃならぬだらう。われわれの部会の中で大よその構想については議論もしておりました。しかし、實際、不幸にして災害を生じた場合に一番問題になるのは、だれが被害者をどう集めてきて、いかに認定して金を払うかといふことであつて、最後にだれが金を負担するかといふことじゃないと思ふのです。だから、それは非常に大事なことで思ひますけれども、申しわけないのですが、まだ審議に至つておりません。しかし、これは原子力炉がほんとうに動き出すまでに十分やればいと思ひますので、それまでに諸外國の事情を参照してこれをやりまして、審議會では、ただいま御質問のありました、大よそののくらしいというわけにはとてもいかぬと思ひますけれども、諸外國の例なんかを調べたりして、大よその心づもりだけはしておかなければならぬと思つておられます。

○井上説明員 ただいま田中先生から御質問のありました各國の勞災と第三者災害補償との關連の問題でございますが、アメリカにおきましては、災害補償制度といひましては、明らかに第三者のみを一応対象にする災害補償制度を作つております。なお、従業員の災害につきましては、米國におきましては、日本と同じような勞災補償保險制度がございまして、その勞災補償保險制度によりまして万全を期するといふような態度でございます。それか

ら、なお、英国におきましては、一応災害補償制度の法律の中で、第三者と従業員と両方含める条文になっております。しかし、実際の適用にあたって

は、英國の勞災補償保險制度を適用しておる。だから、法律上は一応兩方入つておる。第三者も従業員も入つておる。しかし、實際の適用にあつては、従業員は勞災補償保險によつてゐる、それが英國の行き方でございます。それから、ドイツも大体英國とは同じ考え方で、法律上の建前はアメリカやあるいは日本のこの法案と違ひまして、一応第三者も従業員も含めておりますが、適用にあつては、勞災補償保險制度を適用しておる、こういう行き方であります。ですから、日本とアメリカと英國と西独というのを比べますと、日本は、どちらかというところとアメリカ方式、それから西独、イギリスは一つの同じような仕組みになっております。

それから、なお、最後に、人の死亡の場合どうだという御質問がございましたが、この点につきましては、まだアメリカとか、あるいはイギリスにおきましては法令上明らかにはされておりません。しかし、西独の場合には、災害補償制度の中に割合にこまかく書

いてあるわけですが、それによりますと、人の死亡または障害の場合の損害賠償については、一人一万五千ドイツマルク以下の年金を支給するというような規定がございます。その他の国の法令につきましては、こういう明確な規定はございません。

○田中(武)委員　そうしますと、死亡のような場合、日本においても、一時金の場合と、年金というか、遺族年金

がある、障害のときには障害年金がある、そういうのはどっちになるか、オ、だこれから研究する、こういうことですか。

○井上説明員 第三条の場合ですが、第三条の問題につきましては、これは我妻先生からお答えいただいた方が正しいかもしれませんが、一応お答え申上げますと、これは要するに、損害起こりますと、被害者が医師その他に診断を受けまして、その損害額が幾んだという損害賠償の請求を被害者自身が一応事業者に対して請求をいたすわけです。そこで、もし、その被害者の申し出る損害賠償額が妥当だということで事業者が受け入れれば、その金額が全額支払われる。もし、被害者と事業者の間に意見の食い違いがあるというようなことがあれば、先ほど我妻先生がおっしゃいましたように、その法律にあります紛争審査会によりまして公平な仲裁を受ける。それでもな

た、もし被害者に不服があれば、裁判所に訴えて、そこで確認を願う。従いまして、その内容につきましては、一時金の場合もありましょうし、あるいは終身的な、年金的な場合もありましょう。そういうことになると思います。

○田中(武)委員 この損害の賠償は、積極的損害と同時に、消極的な損害、精神的なものも含むだろうと思ひます。それから、今話が出ました損害賠償請求について紛争があつた場合には、まずこの損害賠償紛争審査会の審査を経なければ民事訴訟として裁判を受けることは出来ません。

へ出せないのか、この法律でははっきりしていないようです。たとえば、牛ほど問題になりました労災の關係にな

りますと、基準局の決定に対して異議がある場合は、労災補償審査委員会へ申請をして、その決定に対する異議申し立ての格好で民事訴訟へいくとい

うように、二段階だと思ひますが、この場合はどうなんでしょうか。これは先生の方がいいと思います。

○我妻参考人 これは御指摘の通り、法律の建前としては、いわゆる前置主義ではないという考え方ですね。ただ、実際問題としては、この審査会が事実上どこまで活動するかということですが、私の個人的な希望としては、ほとんど前置主義になるようにこれが活動してもらいたいと思つております。

○田中(武)委員 そろしますと、労働法等では、大てい、一応かけてからこうだという法律のきめ方をしておりますね。この場合そうではないけれども、実際そりうことを希望している、こりう先生のお話ですが、そり

いう規定を入れる方がいいのでしょうか、どうでしょうか。たとえば、労災のときなんかは、直ちに裁判所へ行かずに、労災補償審査委員会に提訴しまして、その決定に対して不服のある場合は裁判をする、訴訟をする、こういうようにちゃんと法律的に明記して

あつたと思うのです。この場合はそういう明記がないが、そういう場合は、そういう規定を入れた方がいいと思われるか。この場合でも、実際はそういう運用になることを望むと先生はおっしゃいますが、いかがでしょうか。

○我妻参考人 私の言い方が足りなかったのですが、法律的に言えば前置主義ではありませんから、いきなり訴

えていってもいいのです。ことに、この審査会の権限は和解の仲介ですから、決定裁決をいたしません。従って、処分がないから、それを前置とすること

はできないだろうと思います。だから、前置しないという建前でできておられます。ただ、私が申しましたのは、この場合には非常に大ぜいの人が災害を受けるわけですから、一人々々、あるいは数人一緒になつて弁護士さんを頼むというよりは、この審査会で集団的に和解が成立する場合が多いだろう、そうして、そういくことがなめらかにいくだろう、事実上そうだろうという予想を申し上げたわけです。

○山口委員長 岡良一君。

○岡委員 それでは我妻先生に、繰り返してお聞きすることになるかもしれませんが、若干お尋ねいたしたいと思ひます。

これは先般有沢先生にもお尋ねをしたことでございますが、この原子力災

害補償専門部会答申書、昭和三十四年十二月十二日、この答申書を拝見いたしますと、その内容と、本委員会に提案されました損害賠償法との間には若干の開きがある。むしろ後退をしているという印象を受けておるのであります。この損害賠償法は、原子力産業を

保護育成するためのものか、あるいはまた、公衆の災害に対する賠償措置を優先させるものかということをお尋ねいたしましたところ、これはやはり公衆災害に対する賠償がこの法律案の優先的なものだ、こうおっしゃった。

そういたしますと、この法律案を通

覧いたしますと、専門部会の答申書との間にはかなりの開きがある。先生は、この法律案を成立させて、あとは

政府と国会の良識に期待をする、こうおっしゃいます。しかし、立法の府といましては、かなり画期的な原則の上に立ったこの法律案については、や

はり責任を持たなければならぬのだと思ひます。その点で、今われわれが審議をしてゐるこの法律案の中で、具体的にどの点とどの点、こういう点については、はたして原力子委員会のいわれる公衆の損害賠償の責めに確實に任じ得ないのではないかと、という懸念がどこにあるか、この点を先ほど来先生は若干御指摘にはなりましたが、私は二点、三点、四点あろうかと思ひますので、この機会に先生の率直な御意見を聞かしていただきたい、こう思ひます。

○我妻参考人　具体的に申し上げますと、十六条と十七条の問題になります。先ほど申しましたように、原則として、普通の場合、五十億円までは保険に入っていれば義務として保険が金を出

す。それから、保険のカバーしない地震、噴火、正常運転、それから後発的なものというような点は、政府との補償契約で、政府が契約上の義務として五十億円まで出す。しかし、不幸にして損害が五十億にとどまらなかった場合どうするかというときに、十六条

で、そこは原子力事業者が責任を負うのだが、しかし、政府は、「この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、原子力事業者に対し、原子力事業者が損害を賠償するために必要な援助を行なうものとする。」というので、政府が国の措置としてやって

おるわけですね。それから、最初に申しました異常かつ巨大なというときには、十七条で、「第三条第一項ただし

書の場合においては、被災者の救助及び被害の拡大の防止のため必要な措置を講ずるようとするものとする。」この十七条で規定してある三項一項ただし書きは、これは業者が責任を負わなければならないわけであり、だれも責任を負わないわけである。それを十七条で政府が出てきて、被害者に十分の措置をするであらうと私が申したわけである。ですから、十六条の方は五十億で切っており、それから、それから上の方は事業者が責任を負うのだ、事業者だけでは被害者の保護に十分でないときには、政府が援助をする、ただ、そのときに、「この法律の目的を達成するため必要がある」と認めるときは、「と」についておきますのは、この法律の目的は、最初に書いてありますように、「被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資することを目的とする。」と書いて、二つの目的を持っており、それから、第一段においては、被害者が泣き寝入りにならないように十分に考えるべきであり、それによっても、その次に、原子力事業者がそれでつぶれてしまつては困るから、原子力事業者もつぶれないでやっていけるように、両方を考えながら必要な援助を行なうということになるだろうということを言っておるわけですね。そこで、実際問題としてどうかとなると、五十億をこすようなことは、まあきわめてまれだろう、それから、十七条の指摘している第三項第一項ただし書きという場合は、まれなうちにまれだろ、そういう場合に国が必要な援助を行なうものとする、そして、それは「国会の議決により政府に属せられた権限の範囲内において行なうものとする。」こ

ういう建前をとつておりまして、それから、これがうまく運用できるようにいろいろな規定を設けておる。さっきちょっと申しましたが、事故が起きた、原子力災害が起きたというときには、原子力委員会から事情を政府に報告する、政府は必ずそれを国会に持つていって審議する、そういう法律的な筋道はつけてありますから、その筋道をたどることによつて国会が善処するであらう、こう申し上げたわけでございます。ですから、先ほどから繰り返して申しておりますように、十六条も十七条も、国家がすべて賠償する、この法律で国家に賠償する義務を負わなければ、理論的にはその方がはるかに強いわけですね。しかし、実際からいへば、きわめてまれな場合であり、また、国会が動く筋道がつけてあるから、被害者が泣き寝入りにならないことは万々ないだろうと私は思ふ、こう言つておるわけなんです。

○岡委員　そこで、細目にわたります、それは、「必要な援助」とは具体的に何を意味しておるかという点でございますが、先生の御所見をお伺いいたします。

○我妻参考人　具体的な援助というのは、結局、資金を貸し与えるということになるんじゃないかと思ひますが、賠償する、つまり、被害者に金を払つてやるために、損害を賠償するために必要な援助ですから、法律的にいへば、業者だけが責任を負うのだが、さつきも申しましたように、保険会社でも金をくれないし、国家の契約上の補償金もない、だから業者は破産してしまふ。全部投げ捨てて払わなくてはならぬということになるわけですね。

しかし、そうならないのは原子力事業の向上発達をはかるという目的に反しますので、そこで、倒れないように援助をするということになりますから、直接間接金銭的な援助じゃないでしようか。ある場合には、金はただくれるというところもあるかも知れませんが、多くの場合、低利資金を貸すとか、あるいは場合によつては、特に相当の租税の措置をしてやるとか、いろいろな方法も考えられるだろうと思ひます。

○岡委員　関東の大震災のときには、今、先生御指摘のような資金の需要対策として、債務支払いの一定期間の猶予、あるいは租税対策として、税の減免、あるいは必要は必要被害事業者に対しての手形保証法なり、震災善後処理法というふうなものがありました。ところが、原子力災害というものは、地震とか、あるいは大水とかいうような一過性のものではない。相当永続性を持つ可能性のあるわけですね。相当規模の災害が起きました場合に、地震の例に見るような、金銭的な援助をもつてはたして可能であるかどうかというところに問題があるのかどうかというところが、この原子力災害の実態に即して、新たに災害補償部会において具体的に御検討になられたならば、その内容について、この機会にお漏らしを願ひたいと思ひます。

○我妻参考人　御質問の趣旨がちょっとわかりかねたのですが、損害賠償の内容はどうかということをするのかという御質問ですか。

○岡委員　地震とか伊勢湾台風とかいうようなものは、さつとて、さつと去るものなんです。ところが、放射能災害というものは、かなり持続性を

持つて災害をあととまでも残っているものである。そういう状態であるというところを御考慮の上に、この援助の内容を部会の方で御検討になったことがあるかどうか、こういうことです。

○我妻参考人　この法律は、原子力災害を生じたときに被害者に損害賠償をする、損害賠償をするのは、原則として金ですから、金をやるということを出発しておるわけですね。だから、五十億円の保険がカバーする範囲内においては、それが、先ほどお話しになったように、あるいは年金になるかも知れぬし、一時金になるかも知れぬが、とにかく金を払うわけですね。そういう建前で、十六条は、保険金も補償金も入つてこないときに、なおかつ損害賠償をするために必要な援助ですから、やはり損害賠償の資金を手に入れるようにしてやるということだろうと思ひます。ですから、それから、御指摘のように、なすほど、原子力災害というものは、長病氣にかかったりなにかしてるといふことを言われましたが、それはその通りでありますから、国としては単に金をやりっぱなしでは済むまいというお気持ちだろうと思ひます。その点、いかにもごもつともだと思ひます。そういう人を、またいかなる設備で病氣をなおしてやるか、あるいは長く療養させるかというふうなことは、この法律とはまた別個に考えなくちゃならぬ問題だと思ひます。この法律は、とにかく災害を金で払つてやるという建前ですから、十六条の援助というものは、損害を賠償するために必要な援助というふうに限定しなくちゃならぬと思うのです。

○岡委員　私も、広島、原爆被害あ

るいはビキニの犠牲者などについて若干調査してみますと、いろいろ問題がありますので、その点について具体的な御検討があったかをお尋ねしたのでございますが、いづれ逐条的な審議に譲りたいと思ひます。

ただ、先ほど申し上げましたように、部会として御答申になった中で、原子力損害賠償処理委員会というものがうたわれておりました。ところが、この第五章では損害賠償紛争審査会というものになっておる。ところで、賠償するということになりますと、迅速に、かつ公正な損害額を決定するといふことが何よりの仕事になるわけでございますが、一体これはいかなる機関がやることになっておるのかという点を承りたい。

○我妻参考人　この十八条の紛争審査会の権限の中に、「紛争について和解の仲介を行なう」というのが二項の一号にあります。二号では「前号に掲げる事務を行なうため必要な原子力損害の調査及び評価を行なうこと。」といつておることで、一応その調査をして、この和解も、ただ中に入つて両方の主張を足して二で割るというのではなく、それを調査し、評価をしたその資料に基づいてやるというところになるのです。ただ、それが裁判所を拘束する力は持たないという考え方でできております。しかし、さつき申しましたように、集団的に大勢の人が被害をこうむりますから、それらの審査会及びその事務を行なう原子力委員会の部局で常々調査をし、資料を持っております。それは事実上相当被害者を納得させるであらうし、また、事実上裁判所を拘束することにもなるだろうという

ことを頭の中に入れながら実際これが働いていくだろう、こう申し上げたのであります。

○岡委員 部会の答申を見ますと、原子力損害賠償処理委員会は相当な権限を持って決る。また、この委員会の行った裁決に対する不服の訴えについては、高等裁判所に対する不服の訴えのみを認める等特別の措置を講ずべきだ、こうなっております。ところが、たとえば、この審査会の評価について不服があった場合、そして和解の仲介が成立をしなかった被害者は裁判所に提訴する、いわば一審、二審、三審を経過する、それだけ被害者としては、いわば部会の御答申よりも、被害の救済というものが時間的にもおくれ、あるいはまた、被害者の納得を得る道もそれだけ遠のいてくるという印象を実は受けるわけなんです。この点も、やはりもう少し責任ある立法が必要なのではないかという印象を私は率直に受けているわけでございますが、この点、具体的な取り扱いについて先ほどおっしゃいました、先生、御意見を承りたいと思っております。

○我妻参考人 御指摘の通り、これは部会の答申よりも後退しております。部会の考えでは、これをいわば一種の行政委員会にして、そうして裁決する権限を与えて、いわば一審の仕事させる、そうして、それに不服があれば高等裁判所にいくというので、他に例をあげると、土地調整委員会というふうなものにするというのが多数の意見だったのです。しかし、御承知のように、行政委員会を置くということは、現在日本の行政組織全体から見てもあまり好ましくないということが一般に考

えられていたらしいので、それらのことで政府部内で検討された結果、どうも処分権限のある行政委員会とするところは好ましくない、むしろ審査会にしておいて、そうして、裁判は普通の場合同じように第一審からの裁判にするというふうに、その点は後退いたしましたのです。後退いたしましたのですが、私がさき申しましたように、これも実際上事務局が常に資料を集めて研究をし、調査をしているということと、それから、災害が生じたときに集団的な被害者が出る、それが一人々々弁護士さんに頼むことは実際上困難なことだから、この審査会の和解でうまくいく場合が多いだろうと予想される。だから、後退だけれども、実際上からいって、それほど大きな違いは生じないと私は考える、こういうわけなんです。

○岡委員 おそらく今日まで経験されている一番大きな事故としてはウインズケールの事故がありますが、あの原因も、やはり学者の間でも相当多年にわたって論争があったということ、原子力災害の原因の究明には非常に困難な場合がある。そして、裁判所の判決というものの、原因というものが大きな問題点になってくる可能性もあるわけなんです。ところが一審、二審の一般裁判所においては、このような専門家のいるものでもなし、鑑定人を召喚するとか、いろいろな手続を踏んでくるといふことにもなろうかと思っております。やはり高等裁判所あたりで提訴を受け付けることに限定する、そして、ここにはやはり原子力の損害賠償についての専門的な権威者が正しい判決を下し得るような体制を整えておく、こういうような仕組みを事前にとっておくこと

が、この法律の運営を全からしめる一つの道じゃないか、こう私は思うのですが、その点、先生はいかがですか。

○我妻参考人 繰り返して申しましたように、私個人としては、行政委員会にして、ここで一審に該当する処分をする、それに対しては高等裁判所に抗告し得るだけだという制度の方がすぐれていると思っております。しかし、御承知の通り、行政委員会を新たに設けるという点については、政府部内でも、国会部内にも反対が相当多いようでありまして、その点は、私個人としては遺憾なわけでございます。しかし、それじゃ、どうしても反対するかとおっしゃれば、まあ、実際の運営はそれほど違わないだろうから、これでもうがまんしている、こういう意味であります。

○岡委員 そこで、これは池田原子力委員長にお尋ねいたしますが、第九条でございまして、「政府は、相当規模の原子力損害が生じた場合には、できる限りすみやかに、その損害の状況及びこの法律に基づいて政府の行った措置を国会に報告しなければならない。」政府が何らかの、特に予算的措置をとるといふことになれば、当然災害の評価というものが適正に行なわれなければならぬ、かつまた、おそれ迅速に行なわれなければならないと思っておりますが、このような災害の評価をも含めての状況、の調査は一体どの機関がすることになっておりますか。立案者としての御所見、原子力委員長としての御所見を承りたい。

○我妻参考人 それは先ほど申しましたように、審査会がいざという場合には和解の仲介を行なうわけですが、その前から、いろいろな外国の事情やわが国の経済状態なんかを調査しておるその資料に基づいて審査会及びその事務局がやる、そういう前提でできております。

○岡委員 それでは大蔵大臣が参りまして、この質問は少しあとに譲りまして、我妻先生と大蔵大臣にお尋ねをいたしたい。

ただいま原子力損害の賠償に関する法律案を審議しておりますが、万が一相当規模の事故が起こりましたときには、国が被害者に対しての賠償について援助をするということになっておるわけなんです。一体大蔵省は、具体的にその援助とは何をするつもりなのか、これがやはりこの法案審議の重要な点でありまして、この機会に大蔵大臣の明確な御説明を承りたい。

○水田国務大臣 いろいろな場合が予想されまして、その損害の内容とか形状とか、いろいろなものによって援助の仕方があると思うのですが、今そこまで明確に考えておりません。

○岡委員 しかし、それではこの法律案の審議ができないのですよ。要するに、国が予算的措置を講じなければならぬ事態を予想してのことなので、その援助の内容、同時に、それに対する政府としての御決意をわれわれはこの審議の議事録に残しておかなければならぬ。あとあとこの法律の運営を全からしめるためにも、具体的に御答弁を願いたい。

か、いろいろな形で支出することにならうと思っておりますが、それでは済まないような大きな問題というふうなことは、結局この種の災害については政府が国会に全部報告しなければならぬ規定になっておりますので、国会の議決に基づいて、その損害の性質、内容、いろいろなものを検討して、国会の承認を得て政府の援助をするということに手続上はなろうと思っております。これはそういう災害が起こってからでないと、援助の内容はなかなか今から予想できないのではないかと思います。政府の権限内ではある場合には、国会の承認を得た予算措置をしなければならぬ、こういうことになります。

○岡委員 なお、この機会にちよっとお伺いをいたしておきたいのですが、現在、たとえばコールドホール型のあの原子力発電炉について申し上げますと、一昨年来の閣議了承いたしました、燃料は国固有ということになっておるわけなんです。ところが、原子炉の事故が相当規模のものといえは、おおむね、あるいは冷却機能が失われるとか、あるいは反応度が異常に上昇して、その結果燃料が一部分溶ける、そうして核分裂生成物質が外部に漏れてくるという場合がある。ところが、燃料は国が持つておる、しかも、原子力基本法などを通じまして、国あるいは燃料公社が持ち、また占有し、また管理することになっておるわけなんです。そういった原子炉、特に大型炉の事故というものは、燃料を管理すべき国の責任というものが、私は非常に大きなものになるので

はないかと思うのです。原子力事業者に無過失責任というものを集中しておる。ところが、事故の原因となる燃料は国が持つておるということになりますと、これは国の責任というものがそこに明確にならなければならないと思ふのです。これは民法と申しますか、法律的に我妻先生どうお考えになりますでしょうか、まず、先生の御所見から承りたい。

○我妻参考人 そう燃料を持つてゐるから全部責任を負えとも言い切れないと思ひますが、燃料を持つてゐること、もう一つ上にいけば、この原子力事業というものに国家がどれだけの重要性を認めて、これを保護し、向上させていくかという国家の腹だろうと思ふのです。その大きな腹から出てきて、燃料はみんな国家が持つてゐるというふうにおのずからなつてゐる一つの現われだろうと思ふんですね。ですから、国が責任を負うということの基礎を、原子力事業を認可したからだろうとか、あるいは原料を持つてゐるからだろうというところだけから言わないで、もっと大きな立場から、国は全責任を負つてこれを向上発達させていくつもりだ、だから、賠償責任を負ふし、原料も自分で持つし、その他いろいろなことをやる、認可もやるし、監督もする、こういうことになるのだらうと私は思ひます。

○岡委員 そういふ賠償責任を国の責任として持つてゐるならば、これはこれとして話は別です。しかし、この法律案の運営の場合、今申しましたように、国が所有してゐるところの燃料が、原子炉の相当規模な災害の場合には、燃料が事故の原因となる場合

が非常に多い。特にコールドホールの場合、マグノックスでウランウムの燃料が持つてゐるというふうな場合、現にこの間のC P Bの場合、無理にウランウムの詰め込みをしたので、アルミニウムの被覆との間にピン・ホールの危険がある。こういうふうな場合、そのウランウムの燃料が持つてゐる、そして、もし事故がその原因によつて起こるといふような場合、少なくとも冷却材が消失をする、あるいは正常運転の場合でも起こり得るかもしれないという危険が燃料にまつた、しかも、その燃料は国が持つてゐるということになる、先生、この法律の運営において、やはり国の責任というものがあつて、やらないかということなのです。そういう点を法律論的に私も詳しくいたしておきたいので、どういふふうに解釈をしたらいいものかということをお聞きしておるわけなのです。

○我妻参考人 一々原因をたぐつていきますと、御指摘のように原料にある場合もありましようし、あるいはその炉を建設した建設業者の方に手落ちがあつた場合もありましよう、いろいろあるわけですね。それを一々追及していつて、その最終的といひますが、原因を与えたものだけが賠償責任を負うということになると、今度は被害者が賠償請求をどこへ持つていつていいかわからぬから非常に困るわけです。それから、業者の方でも、なるほど御指摘の通り、政府が持つてゐるとおっしゃるけれども、その政府は、どこから買ったのだとすると、そのサブライアーの方に瑕疵があつたということもあるわけですね。そういう場合に、もし瑕疵があつたからといって責任を負

わされるということになると、それらの人々が別々に保険にでも入つていないとどうにもしようがないということになつてくる。そういう問題を被害者側からも、業者側からも考えて集中したわけですね。集中したわけですが、アメリカ、イギリスあたりのサブライアーの作つたものに瑕疵があるというときには、その場合にもこっちが責任を負うわけですから、売買の場合にはおのずから代金の中にそういうようなことが考えられるだろうという予想をしてゐるわけですね。ところが、政府の場合には、必ずしも売買値段に入つてゐるとも言えない。そういうふうなことも、御指摘の通り、政府が責任を負わなければならぬ一つの根拠だ、こうは言つていいと思ひます。

○岡委員 ところが、たとえば英国との動力協定では、向こうは燃料なら燃料についてできるだけ完全なものを渡すのだ、しかし、それにもかかわらず、万一それが事故の原因となつても、英国側は責任はとらないということが政府間協定としてあるわけですね。そうして、さつき申しましたように、炉の設計その他よりも、おそらく燃料が一番事故の原因となるのではないかと、国が管理してゐるということになつた場合、原子力事業者が無過失責任を集中するといふことは、法律論としては一体妥当なのか。しかも、相当規模の災害が起きますと、おそらく炉に水でも注入するでしょう、ほとんど半永久的な閉鎖をするかもしれない、そういう事態があり得るとなれば、それはもう何年か先にならなければ、一体燃料に原因があつたのか、あるいは炉の設

計上に手落ちがあつたのか、あるいはその他コントロールに何かあつたのかあつたのかわからぬ、そういう事態もあります。そういうふうなときに、とにかく、間違ひがあつても責任はおれの方でとりまうという政府間協定で引き受けた燃料が事故の原因となり得る可能性が十分あつた場合、一体、政府の援助とかいふようななまぬいことではないのか、あるいは原子力事業者のみに第三者無過失責任を集中していいのか、こういうケースが起り得ると私は思ふのです。こういう取り扱いは一体どうしたらいいのかというものが、率直なところ、何も政府を責めようというのじゃございませんけれども、事実あり得るケースとしてどう解釈するか、私も迷つてゐるわけですね。法律論としての先生の御所見を伺いた

○我妻参考人 法律論とおっしゃれば、言われた通り、政府が責任を負うべきだと思ふのです。思ひますけれども、その責任の負い方にいろいろある。先ほど申しましたように、五十億までは補償料をとつて補償契約上の義務として責任を負う。五十億をこえるというふうなことはきわめてまれであらうから……。しかし、万一それが生じたときに援助をするのに、五十億を境にして二段がまゑにしている点が、少しなまぬいとおっしゃればなまぬいですが、先ほどから繰返して申し上げておきますように、實際を考えれば、被害者側からいへば、それで結局被害者が泣き寝入りになるようなことはないだらう。ただ、先ほどから一度も申しませんでしたけれども、今お言葉の中にも、業者のみに責任を負

わせていいものだらうかというお言葉がちょっとあつたと思ひますが、業者からいへば、青天井の責任——異常かつ巨大な場合を除いては、どんな場合でも、何百億でも青天井の責任ということとはちよつとひどいんじゃないか。無過失責任というなら五十億で切つて、それ以上は責任なしとした方がいいじゃないかという主張が部会でも相当あつたのです。しかし、この点に關しては部会の委員の意見は相当割れまして、いやしくも私企業としてゐる以上は、やはり建前は青天井の責任とすることにするのが妥当じゃないか、そして、それをただ政府が諸般の事情を考へて適當な援助をするというくらいにしていく方がいいんじゃないかという説と説が分かれたので、先ほどからその点には触れなかつたのでございしますが、実はそういう点も問題にはなつております。

○田中(武)委員 今の岡委員の質問に關連してですが、まず最初に、大蔵大臣は、先ほど、十六条の「必要な援助」について、何かいろいろそのときでないとといふような、とぼけた答弁をされたのですが、私は、この十六条の「必要な援助」といふのは、もう一つ出ております原子力損害賠償補償契約に關する法律の第二条の原子力損害賠償補償契約によつて具体化するのだ、こういうふうに解釈しておるのです。大蔵大臣及び我妻先生いかがですか。「必要な援助」といふことは、賠償補償契約法にいうところの第二条の契約の内容だ、こういうふうに解釈するのでありますが、いかがですか。

○我妻参考人 いや、それはそうじゃないのですよ。先ほどから申し上げてお

ますように、普通の場合は保険が五十億まで出す、それから地震、噴火、後

てきて必要な援助をするということになるのです。

発的な災害、それから正常運転、この場合は補償契約で出す、それは五十億までなんです。五十億をこえる場合には事業者は責任を負う、しかし、事業者こういうことになるのですか。

○田中(武)委員　そうしますと、原子力事業者は保険に入ってもよし、この政府との間の補償契約をしてもいい、

はそれをカバーしてくれる保険金ももらえないし、政府の補償金ももらえない、それじゃ被害者は困るだろう、あるいは業者がつぶれるだろう、そこで被害者に十分な補償を与えながら、業者もつぶれないようにするために必要な援助を行なうというのが十六条なんです。

○我妻参考人 いや、そうじゃないののですね。さつきから申し上げておりますように、普通の損害は保険がカバーしてしてくれる、しかし、地震、噴火というよりなものはカバーしてくれないものですから、そこは先ほどの補償契約、こう言っておるわけですね。

○田中(武)委員 わかりました。三条

○田中(武)委員 二条は、賠償法の三の方の関係でわかりました。

条の規定による損害賠償の責任が発生した場合、保険契約によつては埋めることができない原子力損害について云々というのじゃないですか。そうすると、十六条の国の必要な援助、この援助というのが基礎になつてこの補償契約法というのができたんじゃないでしょうか。

○我妻参考人　その前に第四条をお読みになってみて下さい。先ほど御指摘のところでは、保険契約では埋めることのできないものなのですが、その額はどこまでかというのが、第四条の二行目の「賠償措置額に相当する金額」、ここで押えている。だから、補償とが事故の原因となる場合もあるのですが、そのときでも受取人の責任ということになるのですか。そうすると、結局この売り主といいますか、渡す方は、荷作りをして発送する、そこで責任がなくなる、こういう解釈なんですか。

契約も、普通の場合は五十億の補償契約しかない。ですから、五十億までは保険をかけるか、あるいは補償契約でくるか、どっちかで五十億までは入るのです。しかし、不幸にして六十億、七十億の損害を生じた場合には、業者の責任はあるけれども、補償金も保険金ももらえないということになって、どうするかというときに、十六条が出る。

○我妻参考人 これは国々で別々なときめては大へん困るものですから、国際条約が基便になって——国際条約ではこうなっているのです。こうなっているものだから、こちらもそれに調子を合わせてこうやったのですが、實際上非常に不都合じゃないかということについては、いろいろ見方があるようです。今御指摘のように、向こ

うが粗末なものを売ってきて、向こうが出してよこすと、こっちの責任になるのは非常に困るじゃないか、日本は買う立場だから、そういう不利益をしいられて困るのだからという見方も一応ありまして、ある程度までしようがないと思いますが、今度は使用済みのものを向こうに返してやるときには、こっちから出しさえすれば向こうの責任になるのだから、プラス、マイナスそんなに困りもしまい、危険なのは、むしろ使用済みなんだからというような考えもあるようで、これらの点はまだはっきりしないということです。

○山口委員長 石川次夫君。

○石川委員　せうかく大臣が出席されたので、きょうの法案以外に、一つだけ、科学技術の問題で大蔵大臣にぜひ御協力を願いたいという意味で、強い要望と、それから、あわせて御所見を伺いたい。

それは、今さら申し上げるまでもないのですが、これは内閣全体の問題で、大蔵大臣の問題じゃございませんけれども、何といつても予算を伴うことではあるし、最大の難関が大蔵省だといふ意味で申し上げるわけなんです。御承知のように、日本は武力でもって世界を制覇するなといふことはこれは夢物語、所得倍増に伴う科学

技術ということが緊急な基本的な課題である。これは御説明するまでもないと思うのです。世界各国では、科学技術担当の大臣というのは大體副総理格の人がやつて、全体を掌握するといふ非常な熱の入れ方をしておるわけでございますけれども、この科学技術の振興というのは、御承知のように、個人の発明の段階で発展を期待できるといふ

うことではないかと思ひます。個人の発明というものから、今度は資本家の方の組織的な研究機関がこの科学技術の発展を援助するという段階をさらに越えた時代になってきておる。すなわち、国家が総合的に研究機関を掌握して、組織的に発展をさせなければならぬという段階になっておることは言うまでもないと思ひます。そこで、いろいろ問題が出てくるわけですけれども、ここで端的に申し上げますと、大蔵大臣に要望したいのは、どうあつてもここで問題になりますのは、人間を養成するということになるのです。池

田長官がここにおられますが、新聞で

ら、今さら申し上げることもないのですけれども、科学技術会議の答申に基づいて、どうしても十七万人の技術者が必要である、不足をするということになっております。十七万人といえ

ば、二十万人養成しなければならぬということになります。大体大学だけで一人五百万円くらいかかるという概算が出ておるようでございます。これはちよつと過大じゃないかと思えますけれども、五百万円といったしますと、これは一兆円というふうな膨大な金額になるわけでございます。しかし、そういう金額がかかっても、日本の将

来の発展を期待するためには、どうしても科学技術関係の人間を養成しなければならぬということで、池田長官から勧告が出て、荒木文部大臣がなかなかうんと言わないというふうなことで、新聞の話題になったわけでございます。しかし、これは荒木文部大臣の熱意が欠けておったか、あるいはまた認識が不足だったかということで、な

かなが思つたような答弁といひますか、それも期待できなかったらうと思ひますけれども、しかし、もし熱意があつたにしても、認識があつたにしても、予算を伴う問題で、施設もないし、また、教員の数もないということでは、人間だけ養成しようと思つても、これはなかなかできない問題だから、どう考えても非常に膨大な予算はかかりますけれども、大蔵大臣が、ほんとうに科学技術というものが日本の将来の繁栄のかぎを握るものだというふうに考へになれば、この事態を真剣に把握していただいて、どうしてもこの予

算を獲得するのだという熱意をまず

長つていたがなければ、日本の将来の繁栄というものは期待できない。従つて、所得倍増も、これはいたずらに量的に拡大するだけでは高度化することは不可能であるというふうに考えるわけです。この点についての大蔵大臣の

それから、あと一つの問題は、いろいろほかに研究機関が政府に七十二もあって、これが科学技術庁には三つしか所属していないというような組織上の欠陥もあるわけです。これは大蔵大

臣に要望することじゃないから除外いたしますけれども、一つは、人間の量じゃなくて、質の問題になって参ります。というのは、科学技術関係でほんとうに総合的な発展を期待するとするならば、世界の趨勢に従って国がこれを掌握しなければならぬということになれば、国の研究機関における科学技術者の優遇ということがなければ、そ

の効果も期待することは不可能である
と考へざるを得ない。それで、非常に
こまかな問題で恐縮であります。が、
きょう問題になっております原子力関
係の研究が、私の地元であります東
海村にあるのであります。ここでは技
術系の大学出——池田長官にこうい
う例を申し上げると怒られるかもしれ
ませんが、東京大学は一応名門というこ
とになっております。その東京大学の
技術系の受験者は、わずかに一人しか
この原子力研究所を受けておりませ
ん。全体でも十人足らずということ
でございます。私学振興の立場から、別
に私学でもかまわない。一つの例とし
て申し上げるわけでございますけれど
も、こういうことではたして原子力の
正常な発展が期待できるかどうか、非
常に疑問がある。従つて、政府機関に
おける科学技術者をもつと積極的に優
遇するといふことがなければ——これ
は一つの単なる例として東海村の原研
けを申し上げたのであります。が、政府
機関の研究はどこでも技術者が獲得
できないといふ悩みを持っておりま
すことは、御承知の通りであります。そ
のことが、ひいては日本の全体的な
総合的な科学技術の発展といふもの
に相当大きな障害になるだらうといふこ
とを考へますときに、この優遇策とい
うものは餘々に考へられてはおります
けれども、まだまだ不十分である。思
ひ切つた考へ方に立たないと、日本は
相当の立ちおくれが出てくるだらう。
アメリカとソビエトの技術の差がこ
う開いたのはどこに原因があるかとい
ふ、いまさら申し上げるまでもないこ
とですが、ソビエトの方は六五%も技
術者を養成しておるが、片方は四五%

日本はそれよりはるかに低い。しか
も、その中で医者がほとんどを占め
ておる。日本は純粋な医者を除いたら
技術者は一六%くらいしかない、こ
ういふような数字が出ております。そ
うなると、ますます他国におくれを
とるといふことにならざるを得ない。
非常にじみな科学技術の委員会では
ございますけれども、この問題は、ほん
とくに腹をきめてからしないと、将来
に大いなる悔いを残すという点で、量
の問題と、政府機関における質の問題
と、この二つについての大蔵大臣の所
信を一つ伺いたいと思ひます。

○水田国務大臣 今度の予算編成で、
私もほんとうに点々を十分留意して考
へたつもりでございます。御指摘のよ
うに、日本の科学技術部門は、昭和三
十一年度以前といふものを考へたら、
これは非常に貧弱なものでございま
し、予算の措置から見ても、また、政
治としての力の入方から見ても非常に
劣つておつたことは事実でございます。
それから、年々予算においてもい
ろいろ考へてきましたが、今度の予算
で見ますと、いわゆる科学技術振興費
のふえ方はそれ多量金額ではござい
ませんが、問題は、日本の科学の立ち
おくれは、やはり基礎科学の部門でござ
いますので、そういう意味で、文教政
策全体の中に入れた研究費といふもの
は、相当今度の予算では大幅な増額に
なつております。それと、所得増進計
画の中にある人的能力の確保、この問
題の十年計画の所要研究投資をこのく
らいにせよといふことは出ております
が、民間の研究投資も、この二、三年
のふえ方は非常に多量でございます。ま
た、私も、それを促進するため

に、いろんな税制の措置そのほかを考
へておりますので、今の調子でいった
ら、所得増進計画にあるような額以上
の民間研究投資が期待されるという状
況でございますし、また、政府予算の
方を見ますと、外国に比べて——外国
の研究費は大体軍事費の中に相当多く
確保されておるといふのでございま
すが、日本はその部分は少なうござい
ますので、それを引いた部分の国家の予
算に対する科学技術振興費といふもの
の比重は、もうドイツ程度のものに今
なつてゐる。日本より少ない国がた
くさん出てきたといふくらいで、国の
予算自身としては年々増額してきてお
るわけでございますが、問題は、これ
が昭和三十一年度ころから本格的に
なつたといふことでございまして、
人的能力の確保、技術者の養成とい
う面におきましては、本年度から計画
を立てましても、なかなか一挙にいか
ない。まず、施設や教授陣といふよう
なものからの準備が要りますので、今
度は御承知の通りの計画から出発し
ましたが、もう二、三年早ければ十
七万人の確保は私も完全にはでき
ないと思ひます。しかし、計画してみ
ると、どうしても二、三年立ちおくれ
しているといふのが実情でございます
ので、これを取り戻す方策として、今後
二、三年の間にできるだけ予算を増強
して私も計画通りの達成をやりた
いと思つておりますので、この科学技
術関係の予算については、私も思
ひ切つた措置を今後とりたいといふ
うに考へております。決意を示せとい
ふことでございしましたが、それだけ
の決意は持つておりますから、どう
ぞ……。

○石川委員 だいたい現在のやり方で自
画自費をされておるようでございます
が、この点については、私たちが大に
意見を持つております。しかし、き
ょうは損害賠償の法案のことでありま
すから、あまり多くを触れませんが、
も、予算全体の伸び方に比較しますと、
科学技術庁の予算はすつと伸び方が
少なうなつておりますことは言うま
でもないことであります。こういう点
だけから見ても、ほかの方にいろんな形
で入つて含まれておることはわかりま
すけれども、この点だけを見ても、そ
う腹をきめて科学技術といふものの重
要性を認識した予算が示されたとはわ
れわれは考へられない。しかしなが
ら、今そのことを言つてもしょうがあ
りませんので、どうか、今直ちにこの
科学技術といふものの立ちおくれをよ
く認識をされて、内閣全体の責任にお
いて、これをぜひともほかの閣に迫
つなければならぬといふこと、一つ決
意をせよといふこと、急速にやらな
ければならぬといふこと、一つ決
意をせよといふこと、一つ決意を
して、この点における質問は終わ
ります。

きょう来ていただいた損害賠償補償
法案に関する質問でございますけれど
も、実は、私は、先ほど申し上げたよ
うに日立の出身で、すぐ隣が東海、東
海の隣は勝田市、その隣が水戸とい
ふことで、近接したところにだいたい
をたくさん持つておりますところに東
海原研ができたわけです。これは、最
初は、いろいろと申し上げたことがあ
りますけれども、グリーン・ベルトを
作ればどんな工場が誘致できるの
だ、そうあふないものじゃないのだ
といふことで、何となく県をあげて誘致

するといふ形の中で東海村の原研がで
きたけれども、いろいろな問題があり
ましたけれども、コールド・ホールと
いふものもできた。ところが、最近に
なりまして、通産省の方では、グリー
ン・ベルトを作つて、安全基準を作る
といふことで、みんな立ちおくれさ
れるのではないかといいふ不安が出て
参つておるわけでありまして、それ
から、さらに、普段健康診断をやらな
い、この法案の対象になることでござ
いますけれども、真の意味での損害賠
償といふものはどの程度に出るのか、
どこから災害が起るのか、個人差が
非常にあるわけですから、個人々々で原
子力放射能に対するところの抵抗力の違
いがあるから、普段から検査をしない
ければならぬ。また、ちよつとからだの
具合が悪いといふことになると、これ
は放射能かもしれないといふ不安のも
とに健康診断をしなければならぬ。あ
るいは、そういう危険があれば立ち
おくれなければならぬといふ問題も出て
くる。しかし、これは全部原子力の損害
賠償の対象にはならないのです。それ
から、さらに、今言つたような立ち
おくれをやらなければならぬといふこと
も出てくる。こういうことは、災害が起
らないにもかかわらず、こういうよ
うな非常な不安が現在出てきておると
いふことであります。従つて、災害が
あれば、少なくとも十分に補償する
といふようなことがこれにつけ加わら
なければ、今後どこに設置されるかわ
りませんが、原子力産業の安全
性といふことがもちろん前提でござ
います。そのほかにもいろいろ不安な
不利な条件があります。ここに、つけ
加えて、国家でこの災害をうんと補償

してやるのだという体制がでない限りは、原子力産業の発展というものは望めないのじゃないか。こういう不安があるというのをまず前提として、一つ質問を聞いていただきたいと思うのです。

それで、ここに問題になりますのは、巨大な天災地変または社会的動乱の場合は、事業者も国家も責任がないのだ、こういうことはあり得ることではないのでないか。一つには、台風とか地震とかいうものは、ロンドンの損害保険の市場では対象にならないというふうなこともあるので、これは除外せざるを得なかったというふうなこともあったのだらうと思えますけれども、これを除外したということについては、設置する付近の連中としては非常な不安を感じざるを得ないので、こういう問題が一つあります。これは今の学問的な説明その他においてはどうしようもないのだ、無過失責任といつても、そこまではどうにもならないというふうなことであれば、この点についての質問はいたしませんけれども、これについての非常な不安がある。それは原子力機関だけでなく、その場合には、そこら辺あけて災害があるのだらうと思えますけれども、最もひどい災害を受けるのは原子力機関のある付近の連中であることは言うまでもないと思えます。これについては国も事業者も何らかまいせんというふうなことだとすると、これはまた非常に大きな問題になると思うのです。この点は一応除外いたします。

その次に、災害が発生すれば、国家が早急に公衆への補償をしてやって、

あとから事業者に返還をさせるということが原子力委員会を中心とする法案の原案であつたと思うのです。ところが、これは個人企業じゃないかというふうな考え方のものと、これは事業者がまず責任を持つのだ、不足分は、五十億をこえた場合には国が補てんとする、必要な援助をするというふうなことであります。この援助の言葉についてもいろいろ問題があるわけですが、援助という言葉は、補償とは違いますが、従つて、非常な後退をしてきたという不安があるわけですね。その点は、われわれとしては、どうしてもこれはやはり国家が前面に立つて補償するという体制でなければ、原子力産業の発展は期待できないという考えでおりますけれども、この点について、大蔵省がなぜそういう点を固執して、このように法案を後退させたかという質問が第一点であります。

それから、もし災害が起つた場合には、当然賠償処理委員会というものを作つて、そこで災害の査定、評価をやつて、そこで賠償の処理をする、こういう考え方を原子力委員会を中心とする法案といつたしましては考えられておつたというふうな聞いておりますけれども、これに對しまして、大蔵省の強烈な反対で、やはり保険会社が評価をするということになつたわけでありまして、紛争のあつたときに、仲介の機関として、原子力損害賠償紛争審査会というものができて和解させるのだ、それがととのわないうときには訴訟になるのだというふうなことでございまして、けれども、このような臨時委員会的なものであつては、私は非常に不十分だと思ふ。やはり賠償処理委員会という

ものがあつて、それが査定をする。何といつても、保険会社は御承知のように営利会社であります。非常に低く評価をするということも考えられないことではない。従つて、この間にそういう紛争が出れば、原子力損害賠償紛争審査会というものがあつたから、ここでやればいいじゃないかというののも一つの意見ではございまして、けれども、しかし、対象になる地元の住民の気持ちになつて考えますと、保険会社が評価するのはとてもない話だ、こういう意見が非常に強く出ておるわけでありまして、従つて、これは、やはりわれわれとしては、賠償処理委員会が評価をするという原子力委員会の考えた通りの案でなければならぬというのに、大蔵省の反対で、これまた非常な後退をしたという点について何としても納得がいかない。大蔵省がなぜこのように原子力委員会が考えられた案を後退させたかという点に變更せしめたかという点についての御説明を願ひたい。

○我妻参考人 私に御質問じゃなかったのですけれども、部会の答申と違つたというお言葉がありましたので、ちよつと申し上げます。第一の、国家がすべてを賠償するという原則で、あとで国家の支出した金でそれぞれ補償をしていくという建前にしなかつたという点は、主として大蔵省の反対だといひておられますが、第二の、審査会になつてしまつて行政委員会ではなかつたという点は、私の聞いておる限りでは、大蔵省の反対ではなかつたように聞いております。大蔵省も反対の一員であつたかも知れません。これは先ほど申しましたように、むしろ日本の行政組織全体で行政委員会を置かないといふことが、単に政府のみならず、国会の方でもそういう空気が今圧倒的に強いんじゃないかというふうな考へておられて、それがどこでどんな形で現われたか存じませんが、結局こういうことになつたのだらうと思ひます。そして部会では、うすうすそれはわかつておつたのです。おそらく、政府あるいは国会でも行政委員会はお好みにならないだらう、しかし、部会の大多数の意見はそうであつたのだから、そういう答申をしようというので、この答申もその部分は非常に短くしております。

○水田国務大臣 問題は、この種の賠償をどうしてやるかということですが、結局、民間の保険会社を中心とする保険制度を活用する賠償によつて第一次処理をし、それによつて処理できないものを国が責任を持つという建前がやはり一番いいということ、それがやはり建前にしておるわけでありまして、この民間の保険を活用するといふことでございまして、日本が再保険で外国に出している以上は、外国における保険会社においても引き受けられる範囲というものはおのずからありますので、範囲は、やはりその程度に限定することが妥当でございまして、それ以外の問題といふことでございまして、これは同じ災害でも、予想される災害はそう小規模ではないといふことになるわけではございませんから、そういう問題が出たときには、これはまた、今の国会のあり方から見まして、それ以外のままほうっておけというふうな事態にはなりませんので、国が、またこれとは離れた、別のいろいろな対策を立てることにならうと思ひ

ますし、建前としては、まず今の保険制度の活用ということ、それを中心にして、それを越える部分——今まで外国の例を見ましても、大きい災害は一つも起こつておりませんし、原子力事業者だけで持つ災害、小さいものは若干あつても、まだ保険会社に負担させるほどの災害は起こつてもいないといふ実情から見まして、やはり建前はこの程度から出発することが妥当じゃないかと私は思つております。

○石川委員 大蔵大臣ともなると、いろいろな關係に首を突っ込んでおりますから、なかなかこういうこまかい点まではわかりにくいんじゃないかと思ひますけれども、今申し上げたように、原子力というものをほんとうに發展させたいといふことのために、何といつても安全性の確保ということが前提条件で、もし万一の場合は、補償が確實になされるということが絶対不可欠な条件です。この場合に、今度の法案は、かなり努力されてでき上つた前向きな進歩的な案であることは認められますけれども、十分かといふことは非常に不十分だといふことを、われわれ地元におりますと、なおさら痛感せざるを得ないので、実は、地元の關係で、このことで集めたわけじゃありませんが、有力者にいろいろ話を聞きますと、保険会社が評価するとはとてもないという痛烈な批判が出たことは事実であります。別に私は反対をしようと思つて言つたわけではありませんが、念のために申し上げておきますけれども、保険会社が評価するならば絶対にそういう災害賠償というものは認めないわけにいかないという、強い意見も出ておりますし、それから、国家

見も出ておりますし、それから、国家

がめんどろを見ないという事は卑怯だ、われわれが協力する必要はないのだという考え方も強く出ております。しかし、それは御承知の通り、東海村では、受け入れ態勢を万全に備えて、さあ、いらっしやいと歓迎した側でありますから、大した問題でないかもしれませんが、しかし、今後において新たに設置される場所においては、このことか相当大きな問題になりまして、このままの法案では順調に原子力産業の発展が期待できるかどうかというところになりますと、私は非常に問題だと思ひます。従つて、私は、大蔵大臣もよくおわかりにならないようでございますけれども、とにかく、原子力を発展させるのだという根本的な心がまえと、それから、地元との連中の気持というものを考えながら、この法案といふか、このことについて勉強していただいて、どうしてもっと前進した法案にしなければならぬということに、一つ考え方を向けてもらいたいというところを要望するだけにとどめます。

それから、あと一つ、これは我々さんに伺いたいのでございますが、実は、原子力の国際機関で、近く原子炉と燃料輸送によつて生ずる第三者損害についての国際条約を作るといふことが着々と進んでおるうちに聞いております。それで、国際的な問題となつた場合に、責任制限額をきめておいて、それによつて不十分だといふ場合には、国家の補償というようにすることにすることがほぼ決定のように伺つておりますが、真偽のほどは私にはよくわかりませんが、もしそうだといたしますと、国際的な原子力の機構の中に日本も入らなければなりませんし、そうなること

国家補償といふことの中に日本も一枚加わつていかなければならぬ、こうなることは必至だといふふうにわれわれは考へておるわけでございますが、この場合の見通しを伺いたいと思ひます。

○我妻参考人 初めに、保険会社が評価するといふことをお話しになりましたが、この法案では、それはなつておりませんので、先ほど、審査会が評価する、そのために準備しておる、この申し上げた。ただ、保険会社が大人技術的にも——ことに外国の保険会社では専門家を置いていろいろ研究しているという事情にあるそうです。だから、日本の保険会社もそのしり馬に乗つて、評価をわれわれがやればうまくいくと言つておるのかもしれないけれども、しかし、この法案の建前は、保険会社に評価してもらふといふことは少しも現われておりませんので、この審査会が評価する。だから、被害者が、もし、保険会社の介入はいかぬ、審査会で評価してくれといえども、もちろん審査会が評価いたしますから、その点は御懸念に及ばないと思ひます。

それから、第二の条約との関係ですが、御指摘の通り、条約が着々進んでおります。そして、その内容は、最終的決定にはなつておりませんが、大体的傾向はわかりますので、私の部会ではしつちゅうそれと連絡をとつて審査して参りました。そして、そこでは、最小限度三十億から三十億までは必ず賠償するといふ法律を作れ、もし、その三十億に達しないときには、その差額は国が補償するようにせよといふことなのであります。それから

以上は、国が幾らでもよこすのはけつこうだが、ミニマムはこれだけだ、こうなつてゐるのです。従つて、その制限額が五十億以内なら、この法律でいいわけなんです。しかし、かりに、それが最小限度七十億までという条約になりますれば、五十億の保険のほか、二十億は今度は国家が義務づけられるような法律に直さなければならぬと思ひます。しかし、今のところは五十億をこえるという見込みはありませんので、この法律で条約と矛盾を生じまいと最初に申し上げたのは、そういう意味を含んでおつたわけでありま。

○石川委員 そうしますと、今のうちに五十億をこえた場合には当然法律の変更がある、こういうことでございませうね。その点はわかりました。

もう申し上げません、おしまいにいたしますが、先ほど、原子力の災害に關してどのくらいの損害が出るかといふ試算が出来まして、それによつて見ますと、いろいろな条件がございすけれども、大体二十キロのところに十万人の人口の都市、百二十キロのところに六百万の人口の都市があるといふことを予想してはかつた災害の損害の試算が、一兆円とか三兆円とか、膨大な数字が出ております。ところが、東海村の隣は日立でございす。十六万人の人口の都市がすぐ隣の四キロと離れていないところにあるわけでありま。

六キロくらいのところには水戸市があるわけでございますから、この試算で見ても、まだ不十分だといふ印象を受けるわけでございます。ところが、これは非常に最大限に見積もつたのだといふふうな説明があつたようでございすけれども、これを見ると、どうも最

大限とは考えられない、もつと損害が起るのじゃないかといふことを、大ざっぱな試算でわれわれとしても考へておるわけでございます。そういう点で、これは非常に不安動揺を与えてはならぬと考へますけれども、国家がほんとうに補償をしてやる、責任を持つのだといふふうな気がまえがない限りにおいては、原子力産業の発展がないといふことを十分にお考へをいただいで、今後大蔵大臣としても善処していただきたいといふことをお願いいたしまして、私の質問を終わります。

○岡委員 先ほどのお尋ねの続きでございますけれども、燃料は国が持つてゐる、しかも、国は、両国間の協定によつて、相手国は完全なものであることのできるだけ努力をするが、しかし、この燃料が原因となつて事故を起し、この燃料が相手方に渡して受け入れた、燃料を国が持つて、さて、事故が起る、原因を究明してみたら燃料の瑕疵にあつた、おそろく、何方をこえる燃料棒を一々レントゲンで診断をして、その被膜が薄い厚いか、そういうことは、私は、なかなか判定し切れないのじゃないかと思ひます。その場合、一体これは、——どうも私は法律に暗いのですが、なるほど、国の故意に基づく——故意ではないと私は思ひます。しかし、不作為な過失でしやう、これは原子力事業者が国に対して賠償権を持ち得ないとしたとしても、国が所有し、国が管理する責任を持つべき燃料の瑕疵に原因があつた場合においては、この賠償権との関連でどういふことになるのかといふことなんです。これはやはりはっきりさせておかなければ

はいかぬと思ひますので、国がほんやり道義的な責任を持つべきものだといつて言い捨てておけない問題だと思ひます。その点、どういふことになつてゐるのですか。

○我妻参考人 その点は、ただいまの質問では、国と国の条約でそういうことをきめて、アメリカなりイギリスなりから国が買つて、その国家間の協定で向こうが責任を負わないといふことになつてゐるといひましたけれども、この法律自体も、責任をみな集中してしまつて、その場合には、保険がカバーしますから、保険会社の方ではやはり五十億まで出すわけなんです。たとへる所の所有に属しては燃料に瑕疵があつた場合でも、保険会社はやはり責任を負うわけなんです。保険会社から国に賠償ができるのかといふのが、三条、四条、五条あたりで規定してあります。故意があれば賠償権はあるけれども、故意がなければないといつて、一つに集めてしまつたのです。そうして、保険制度でそれを全部カバーするといふことになつておるわけなんです。

○岡委員 私は、その点非常に納得しがたいのですが、願わくば、そういう事情も勘案して、万一事故が起つたときに——関東大震災の場合には、震災補償公債法、震災手形善後処理法といふようなものもいろいろ出しております。いわば事業主救済が重点であるが、この場合、公衆災害の補償がその法律の大きな眼目で、優先的な眼目であるとはつきり言つておられますから、そういう事情も勘案して、やはり大蔵省としても所要の予算についてはぜひ一つ専断をしてももらいたいといふこ

とを強く私は要望しておきたいと思ひます。

それから、これも大蔵大臣、また、我妻先生にも私お伺ひしたいのですが、我妻先生の御所見を伺つておりました、同時に、この法律案を見る、一つ矛盾がある、あるいは一つ偏みがある。要するに、原子力の開発は、平和利用を進めたい、それには、万一の事故の災害は国が補償すべきであるという原則を立てるに越したことはない。ところが、それが立て得られないというところに問題がある。そこで、私は、大蔵大臣と先生にお伺ひしたいのですが、予算総則では、重要な産業の発展のためには、あるいはその産業の事故に基づく災害については国費をもつて救済するということがうたわれておる。ところが、原子力の平和利用というものは重要な産業です。第三の火といわれるような重要な産業ではあるが、しかし、潜在的な危険性というものが非常に多い。潜在的な危険性が非常に多いものを、予算総則における、万一災害が起つた場合には国が国費をもつて災害の救済にあたらうという場合、問題は、このように潜在的な危険性の多い産業ならば、これを民間企業にゆだねることが妥当かどうかという事です。予算総則上、国が国費をもつてまさかの場合における災害を救済する。しかし、その事業は非常に潜在的な危険性が多いという場合、これを民間の企業にゆだねることになると、公衆災害の補償に大きな一つの穴があいてくる、矛盾がある。これは、おそらく、私は災害補償専門部会の大きな悩みであり、また、我妻先生の苦悶でもあつたんじゃないかと思ひ

のであります。一方、予算総則上の建前、また事実上、原子力産業というものがいかに念を入れても膨大な潜在的危険性というものを予想しなければならぬというこの実態との関係を考えてみた場合に、民間企業にゆだねたというところに、国が全面的な災害に対する救済出動が得られないといううらみがここに出てくるという感じを受けるのです。先般、有沢先生にも御所見を承りましたが、我妻先生、また、大蔵大臣の水田先生からも一つ御所見を承つておきたいと思ひます。

も、直轄の官庁がいいのか、その職員をどういうふうにして取り扱つていくのか、また、今の役人で能率が上がるのかというふうな、いろいろな問題があるわけでありまして、それらすべてを決定すべきであつて、それは、もはや法律学者のちやうど外だ、むしろ、政治に携わる方があらゆる事情をお考へふに、私個人としては、そう確かに思つておるわけでありまして。

くとも、国会に対する予算の提案権は政府にあるわけですから、政府の首班としての総理大臣が任命する権威ある機関がこの評価をやるべきであると思ふ。予算の編成権、提案権を持つておる政府の首班が、このような相当規模の災害評価をする機構を任命する、これが政府に報告を出し、その報告に基づいて政府が国会に予算要求をする、これくらいの手続をとらなければならぬと思ふ。それを損害賠償紛争審査会というふうな――いわば個々のケースについていいか悪いという、いわゆる賠償を受ける者と払う者との間の紛争は紛争審査会がやつていく仕事なんです。しかし、被害を大きくつかなで評価をする、そして、必要とあればその報告に基づいて国会に政府が予算要求をする、これはやはり予算編成権を持つておる政府の首班が任命した権威ある機構をもつてさせるべきだ。それがやはり原子力災害そのものの、いわば公衆災害のための責任ある政府の補償措置にもなるであらうし、また、そのような心組みがあつてこそ、原子力というものを育てようという政府の誠意もあるのじゃないかと思ふので、この十九条について、具体的に一体どういう機構がやるのか。私は、先ほど申しましたような機構が当然やるべきだと思ふのですが、この点について、大蔵大臣も、あなたの御在任中にこういうことがあつては大へんです。省が責任を持つてこれに当たらないければならぬという場合に、どんな機構があつていいかということの御所見を伺ひたいと思ひます。

から言いましたならば、この種の問題が起つたときの主管官庁は科学技術庁ということになりますので、科学技術庁長官からの報告に基づいて、予算措置そのほかは大蔵大臣が主管して、そして政府が案をきめたら、それを国会に出して措置をとるということになるのが今のやり方でございますから、この主管官庁がどういう機関を任命して最後の審査をするかというよりなことになるかと思ひます。首班といつても、直接総理大臣ということじゃなく、科学技術庁長官の管轄におけるいろいろな機関を作るといふことに実際はなるのじゃないかと思ひます。

○岡委員 これは、現に被害を受けた公衆の立場から少しものを考えてもらいたいのです。そうすると、科学技術庁の方で災害評価をやる、おそく、原子力委員会といたしまして、お役所の作業といふことになる、まあ審査会がやる、ところが、審査会は被害者の報告を聞くにとどまる、賠償請求権の行使に満足しないときには、今度は白紙に戻して裁判所に提訴しなければならぬといふことになるわけですね。そういう例として、ここに文獻があります、過去の類似補償審査会の実績を見ると、わが国の簡易保険補償審査会は、戦前、十年間にわずか四十余件の審査件数、満州国不動産登記審査会もわずかに十件、簡易保険といひ、不動産登記といひ、庶民生活に利害が最も深いにもかかわらず、このような審査会ではなかなか被害者は満足しないじゃないかといふことの生きた証拠じゃないか。池田長官、これはどうでしようか、信用できるといふては悪い

○我妻参考人 国家が全面的な責任を負う、それを出発点とすることがぜひ必要であらう、そして、それをさらに推し進めていけば、国営というところまでいくだろうというところは、理論的にそうだとするところを最初に申し上げました。しかし、その中間にいろいろな型があるので、どの型が一番いいかということは、その国の社会事情なり経済事情なり政治事情なり、いろいろなことから相関的にきめなければならぬことで、それが一番いいのだと抽象的には言えないと申しました。先年司法学会でこの問題をテーマにしたことがあります。そのときには、相当多数の学者が、国家が全面的に責任を負うべきであり、国営にすべきであるということを言いました。しかし、私自身としては、そう法律学者が抽象的に考へるほど簡単な問題ではあるまい、結局その国の事情によつてきまるものだろう、国営々と簡単に言ひまして、その国の国家組織や、あるいは官僚組織の動きといふものの現実を考へていくのか、公社がいいのか、それと

にも関係のあることなんです、原子力損害賠償紛争審査会というものが第十八条にあるわけですね。ところが、なお十九条に参りますと、「政府は、相当規模の原子力損害が生じた場合には、できる限りすみやかに、その損害の状況及びこの法律に基づいて政府の行った措置を国会に報告しなければならぬ」となつております。この状況といふことの中には、災害の評価も含まれるわけですね。そこで、これはだれがやるかといふことなんです。やはり紛争審査会がやるのですか。私は、相当な権限を持つたものがやるべきではないかと思ふのです。ウインズケールの例を見ますと、ちやうど、私は、たまたまロンドンにおつたのですが、時の総理大臣のイーデンが、たしか四名か五名の最高のスタッフを任命し、そして、その五人委員会が、あるいはヘリコプターに乗つてウインズケールの煙突の上空までもセンサスするくらい、克明に迅速にその調査活動をやつて評価をしておるという事実を私は目の前に見たことがありました。そこで、この評価を一体だれがやるか。私は、少な

くとも、国会に対する予算の提案権は政府にあるわけですから、政府の首班としての総理大臣が任命する権威ある機関がこの評価をやるべきであると思ふ。予算の編成権、提案権を持つておる政府の首班が、このような相当規模の災害評価をする機構を任命する、これが政府に報告を出し、その報告に基づいて政府が国会に予算要求をする、これくらいの手続をとらなければならぬと思ふ。それを損害賠償紛争審査会というふうな――いわば個々のケースについていいか悪いという、いわゆる賠償を受ける者と払う者との間の紛争は紛争審査会がやつていく仕事なんです。しかし、被害を大きくつかなで評価をする、そして、必要とあればその報告に基づいて国会に政府が予算要求をする、これはやはり予算編成権を持つておる政府の首班が任命した権威ある機構をもつてさせるべきだ。それがやはり原子力災害そのものの、いわば公衆災害のための責任ある政府の補償措置にもなるであらうし、また、そのような心組みがあつてこそ、原子力というものを育てようという政府の誠意もあるのじゃないかと思ふので、この十九条について、具体的に一体どういう機構がやるのか。私は、先ほど申しましたような機構が当然やるべきだと思ふのですが、この点について、大蔵大臣も、あなたの御在任中にこういうことがあつては大へんです。省が責任を持つてこれに当たらないければならぬという場合に、どんな機構があつていいかということの御所見を伺ひたいと思ひます。

から言いましたならば、この種の問題が起つたときの主管官庁は科学技術庁ということになりますので、科学技術庁長官からの報告に基づいて、予算措置そのほかは大蔵大臣が主管して、そして政府が案をきめたら、それを国会に出して措置をとるということになるのが今のやり方でございますから、この主管官庁がどういう機関を任命して最後の審査をするかというよりなことになるかと思ひます。首班といつても、直接総理大臣ということじゃなく、科学技術庁長官の管轄におけるいろいろな機関を作るといふことに実際はなるのじゃないかと思ひます。

○岡委員 これは、現に被害を受けた公衆の立場から少しものを考えてもらいたいのです。そうすると、科学技術庁の方で災害評価をやる、おそく、原子力委員会といたしまして、お役所の作業といふことになる、まあ審査会がやる、ところが、審査会は被害者の報告を聞くにとどまる、賠償請求権の行使に満足しないときには、今度は白紙に戻して裁判所に提訴しなければならぬといふことになるわけですね。そういう例として、ここに文獻があります、過去の類似補償審査会の実績を見ると、わが国の簡易保険補償審査会は、戦前、十年間にわずか四十余件の審査件数、満州国不動産登記審査会もわずかに十件、簡易保険といひ、不動産登記といひ、庶民生活に利害が最も深いにもかかわらず、このような審査会ではなかなか被害者は満足しないじゃないかといふことの生きた証拠じゃないか。池田長官、これはどうでしようか、信用できるといふては悪い

○水田国務大臣 今の政府部内の建前

○岡委員 これは、現に被害を受けた公衆の立場から少しものを考えてもらいたいのです。そうすると、科学技術庁の方で災害評価をやる、おそく、原子力委員会といたしまして、お役所の作業といふことになる、まあ審査会がやる、ところが、審査会は被害者の報告を聞くにとどまる、賠償請求権の行使に満足しないときには、今度は白紙に戻して裁判所に提訴しなければならぬといふことになるわけですね。そういう例として、ここに文獻があります、過去の類似補償審査会の実績を見ると、わが国の簡易保険補償審査会は、戦前、十年間にわずか四十余件の審査件数、満州国不動産登記審査会もわずかに十件、簡易保険といひ、不動産登記といひ、庶民生活に利害が最も深いにもかかわらず、このような審査会ではなかなか被害者は満足しないじゃないかといふことの生きた証拠じゃないか。池田長官、これはどうでしようか、信用できるといふては悪い

○岡委員 これは、現に被害を受けた公衆の立場から少しものを考えてもらいたいのです。そうすると、科学技術庁の方で災害評価をやる、おそく、原子力委員会といたしまして、お役所の作業といふことになる、まあ審査会がやる、ところが、審査会は被害者の報告を聞くにとどまる、賠償請求権の行使に満足しないときには、今度は白紙に戻して裁判所に提訴しなければならぬといふことになるわけですね。そういう例として、ここに文獻があります、過去の類似補償審査会の実績を見ると、わが国の簡易保険補償審査会は、戦前、十年間にわずか四十余件の審査件数、満州国不動産登記審査会もわずかに十件、簡易保険といひ、不動産登記といひ、庶民生活に利害が最も深いにもかかわらず、このような審査会ではなかなか被害者は満足しないじゃないかといふことの生きた証拠じゃないか。池田長官、これはどうでしようか、信用できるといふては悪い

○岡委員 これは、現に被害を受けた公衆の立場から少しものを考えてもらいたいのです。そうすると、科学技術庁の方で災害評価をやる、おそく、原子力委員会といたしまして、お役所の作業といふことになる、まあ審査会がやる、ところが、審査会は被害者の報告を聞くにとどまる、賠償請求権の行使に満足しないときには、今度は白紙に戻して裁判所に提訴しなければならぬといふことになるわけですね。そういう例として、ここに文獻があります、過去の類似補償審査会の実績を見ると、わが国の簡易保険補償審査会は、戦前、十年間にわずか四十余件の審査件数、満州国不動産登記審査会もわずかに十件、簡易保険といひ、不動産登記といひ、庶民生活に利害が最も深いにもかかわらず、このような審査会ではなかなか被害者は満足しないじゃないかといふことの生きた証拠じゃないか。池田長官、これはどうでしようか、信用できるといふては悪い

○岡委員 これは、現に被害を受けた公衆の立場から少しものを考えてもらいたいのです。そうすると、科学技術庁の方で災害評価をやる、おそく、原子力委員会といたしまして、お役所の作業といふことになる、まあ審査会がやる、ところが、審査会は被害者の報告を聞くにとどまる、賠償請求権の行使に満足しないときには、今度は白紙に戻して裁判所に提訴しなければならぬといふことになるわけですね。そういう例として、ここに文獻があります、過去の類似補償審査会の実績を見ると、わが国の簡易保険補償審査会は、戦前、十年間にわずか四十余件の審査件数、満州国不動産登記審査会もわずかに十件、簡易保険といひ、不動産登記といひ、庶民生活に利害が最も深いにもかかわらず、このような審査会ではなかなか被害者は満足しないじゃないかといふことの生きた証拠じゃないか。池田長官、これはどうでしようか、信用できるといふては悪い

のですが、原子力委員会ではない高次の調査機構を作って精査すべきものじゃないかと思うのです。

○池田(正)国務大臣 十九条二項にうたっており、原子力委員会が損害の処理及び損害の防止等に関する意見書を内閣総理大臣に提出する場合に、総理大臣は当然にこれを国会に提出する同時に、その場合、総理大臣の意思に基づいて、あるいは国会の意思を尊重して特別の委員会を作る場合によれば大蔵大臣を委員長にして特別な委員会を作るとか、適宜の措置がなされていいものだと私は解釈すべきだと思えます。というのは、目的それ自体が、いかにして救済するかということにあるのでありますから、あらゆる手段を講じて適宜な処置を講ずべきであるというのが私の考え方であり、その点に於いては、その点ははつきりと被害者の納得のいくような機構を作った上で、迅速に、的確に損害の評価をやりたい、このことを切に要求いたしておきます。

それから、先ほど我々参考人は、保険契約が五十億、補償契約も五十億政府としておる、その程度であれば十分であるというのを言っておられる。実は、先般来、この法律案の審議におきまして、私も、災害の評価という点について、事前に、災害の評価というものの、いわばアマウントの方を、どこに基準を置いて、どの程度に見るべきかということのいろいろさんたくをしておいたわけですが、そこで、先生の五十億プラス補償契約の五十億、大体それでいけるという根拠は一体どこにあるのですか。

○我々参考人 その質問をされるのは

なはだ困るのです。と申しますのは、私の部会では、法律の骨組みを作ることをやったわけですから、そこで、保険でまずできるだけのものがカバーされる、保険のカバーしない事項については国家補償でいくという骨組みでありまして、それじゃ、保険がどこまでいけるかというところは、第一段には、わが国の保険市場の能力でまると思っています。しかし、同時に、原子力の損害というものは、御承知の通り、今までほとんど例がないのでありますから、統計の取りようがない。保険会社も非常な困りものです。諸外国の研究や何かを参考にしまして、単に保険会社の引き受け能力だけじゃなく、その事業も参考にしまして、大体五十億というところをはき出したわけですが、われわれの部会としては、それを委員会の方からも聞いて、大体それでよろしいところまで、大体その程度で、それがはたして根拠があるかどうかというところは、むしろ委員会の方の有志委員にでもお答え願った方がいかに思っています。

○岡委員 これは災害補償専門部会にそういうことを私どもが求めることは無理でしょう。やはり原子力の安全性、その災害の評価というものを立案される以上は、大前提としてそれのみ込んでいかなくては、この国民に親切なゆえんだと私は思うのです。この点は、ただ無過失賠償責任、責任集中というようにことだけでその柱の回りをいろいろかかげられ、結果においては、原子力災害というものは保険会社の引き受け能力以外には出ないであろうなどというように、さか立ち

した結論になるということは非常に遺憾だと思ふのです。

それじゃ、有沢先生にお尋ねいたしますが、この間、先生にお尋ねした場合、原子力局長の次の日の御答弁で、最大災害評価、マキシマム・クレンジブル・アクシデントの評価がちょっと違っておるのです。この点、まず、統一見解を、できれば池田長官から伺いたいと思ふます。

○池田(正)国務大臣 一体そういう評価の基準をきめることがおかしいんじゃないか。これは私のしろうと論で、専門家がおりますから、間違っておいたら御訂正願いたいのであり、すが、何百年に一べん起こるかどうかわからぬもので、そのときそのときの情勢によって評価の仕方がいろいろ違ってくるのは仕方のないです。そのときの情勢に応じて、できるだけ可能な範囲において、親切な基準のきめ方でいくという考え方に立つて、従って、これはむしろきめにくい方がいいのじゃないか、そういう弾力性を持たせた方がかえって親切なやり方じゃないか、そういう意味で、そういう意味かどうか知りませんが、イギリスもドイツもそういう基準はきめておりません。考え方としては、なるべく親切な考え方でいく、こういうふうに考えております。

○岡委員 基準をきめると私は何も言っておるのじゃないのです。これは何億分の一の確率かもしれないけれども、基準をきめると言っておるわけではございません。しかし、大きな幅があることは事実ですね。この最低の災害評価と最大の災害評価を、政治的な判断でどの程度にとつていくかという

ことから、一応原子力委員会としては、五十億なり、あるいはプラス五十億で百億なりというものについて、やはりその前提となる考え方の基礎がなければならぬと私は思うのです。有沢先生、この点を一つ……。

○有沢説明員 岡委員の御質問は、災害の評価と、それからその災害の補償額五十億、その間をどういうふうにかえられたかという御質問でしょうが、炉内に発生している放射能というのは、莫大なものに達しないのです。それで、どのくらい出るかということについては、安全審査部会で相当厳密に審査をしておるわけですが、その結果は、大体出ないというふうなことになるのであります。しかし、出なかつたら災害が起らないのですが、災害が起らないというのでは災害補償法案を作る意味がないので、やはり起こり得る場合を考えてみる。そうなりますと、実際に起こったケースとしてはウィンズケールがあるわけですが、ウィンズケールの損害は六万ポンド現実にあつたわけですが、私イギリスに参りましたときに、イギリスのAEAの方にもお目にかかりました。また、イギリスの保険ブールの会長さんにもお目にかかりましてその点をお伺いいたしましたところ、イギリスの政府筋では、どんなに大きく見積もっても、災害は二百五十万ポンド、二十五億円だと言っておるのです。それで保険会社の会長さんに聞いてみますと、自分の方の保険引き受け能力は一千万ポンド、百億円ある、そこで、イギリスの保険ブールの会長さんと政府との間で折衝いたしまして、一千万ポンドの保険金をつけさせることもむろんでできるのですが、し

かし、そんなに保険料を払う必要はないというのが政府の言い分なんです。そこで、いろいろ折衝の結果、その半分といひましようか、半分でもないので、五百万ポンドという話を私に聞かされたのです。それで、ウィンズケールのは、実際六万ポンドの被害しか出なかつた。そういうわけでございしますから、まあ、初めは五十億円でいいと思つておられます。五十億円とイギリスがいつても、日本の場合には、まず、周囲の状況がイギリスの場合とは違ふ、だから、せめて三百億円ついてもいいというところで、保険会社と折衝いたしましたけれども、保険会社にはとてもその能力がなくて、マキシマムでやつても五十億円だ、こういうことになつたのです。ですから、実際の災害といひますのは、これはそのときの付近の状況であるとか、それから、風の吹き具合であるとか、いろいろわかりませんが、そういうすべての条件を最悪に考へるといふことでしたらば、それはとんでもない数字が出てくる、これは考へられます。けれども、そういう数字を災害の補償の目標額として原子力事業者が負担する責任額とするのは、これはあまり原子力事業者を圧迫し過ぎるおそれがありますので、そこで、私も、最初三百億円くらいの保険でカバーできるのではなからうかというところで折衝をいたしましたけれども、それがうまくいかなかつて、とどのつまり五十億円しか引き受け能力がないというところに決着いたしたわけですが、そこで、岡さんから申しますと、さか立ちしたような五十億円のきめ方に

なっております。なりすすけれども、私どもの考えているように、実際には事が運ばなかったという事です。私どもは、だから、保険で補償していくという行き方が最も合理的だと思ひますので、もっと国際保険プール市場でも作っていただいて——これはせつかく国際原子力機関で国際的な補償をやるというふうな考えもあるようでございますから、国際的な保険プールを作っていただいたならば、もっと日本の保険会社の引き受け得る限度も上がってくるのだらうと思ひます。ですから、それが上がってくるようでしたら、その額にあつたててまた補償限度を引き上げていただいてもいいじゃないか、こういうふうな考へておるわけです。

○岡委員 その点、英国の方では、今御説明のような態度である。ところが、アメリカの方では、たとえばコーラルホール改良型のような熱出力のものについては、まず民間保険は六千万ドル、約二百十億、なお国といたしましては五億ドル、千八百億を最高限として補償するという法律になつておる。ところが、私ども常識から考えますと、あれだけコンテナというものは原子炉必須の要件である、マイナスの温度計は必須の要件であるといふところまで、きびしいルールの上に原子炉の運搬あるいは設計を認めておりながら、一般民間保険には二百十億、なお、さらに最高限は千八百億を出してもいいと言つてゐる。一方、英国では、政府の御説明のように、二十五億というふうな事だ。問題は、いづれが是非かではないと私は思ふ。それほど原子炉といふものの安全性には

まだまだ未知な分野がある。念を入れて越したことはない。どれほど念を入れても念を入れ過ぎるということはない。というのは、結論としては、アメリカと英国という二つの国における最大災害の評価がこのように違つておるということを見ても、私ははつきりしておると思ふ。いんや、広島や長崎で苦い経験を持つておるだけに、やはり公衆災害の補償については、政府としてもよほど奮発してもらわなければならぬ。国が全的に責任を負うという我々先生の方針が一番妥当であつたけれども、それができないとしても、事実問題としては、保険会社の引き受け能力によつて原子力災害の災害額といふものが一応規制されてきたという事実は、これは結果としては、——結果論であります、私は非常に遺憾だと思ふ。

なお、飛行機の問題なんです、これも、東海上空は危険区域として運輸省の方からは民間機の航空が制限をされておる、禁止をされておるというふうなその真下、五つの原子炉が運搬を開始しようとしておる。そして、最近またしても誤投下の事件があつた。飛行機が墜落したら一体どうなるかといふことは、われわれこの損害賠償といふものを取り上げた場合、まじめに考えなければいかぬと思ふのです。あつてもいいかぬと思ふ、あり得ないことではないと私は思ふ。これは、この前、安全審査部長さん、この席では、飛行機が墜落したときにおける事故解析はまだしておらないと言つておる。これは原子力委員会としては、その後も事故解析はやつておらないのですか。また、やつておらないという

のは、技術的にどこか難点がござりなすか。
○紅政府委員 お答えを申し上げます。現在、原子力委員会では事故解析をやつていないといふことを申し上げておきます。と申しますのは、われわれの考え方といたしまして、今、岡先生がおっしゃつたような事態が発生するようないふいふ事案をまだ承知いたしていません。近くに誤投下がございましたのは、たしか三キロ離れたところに誤投下がございましたけれども、飛行機の墜落事故、あの近くにおいて、非常に接近した場所においてそういう事例を承知いたしてござりませんので、現在はやつておりません。それではやらないのかといふことになりまして、当然そういう場合も想定いたしまして事故解析はやつておくべきだろ

うと思ひますから、これからは問題として取り上げまして、事故解析をやつていくといふことは申し上げておきたいと思ひます。
○岡委員 とにかく、新聞なんかを見ると、昨年は二回ばかり国籍不明のジェット機が原研の上空に飛来したといふことが出ておるわけですね。やはり、飛べば落ちるということも考えなければならぬと思ふのです。落ちないといふことは断定できないと思ふ。ところが、損害賠償法ではどこへ持つていっていいかわからないケースになるのです。私は、一昨日実は東海村にちよつと行つて参りましたが、とにかく那珂浜などでひんぱんに練習をやつております。ですから、そういう可能性を私は現地では感じました。そこで、調達庁の方に伺ひたいと思ひます

が、新しい安保条約に伴う施設と地位に関する協定では、飛行機が東海村の原子炉に落ちて相当な事故を起こし、公衆の災害が起つた場合、あの協定から見ると、これはどういふことになるのですか。
○眞子政府委員 お答え申し上げます。これまで国会で、東海村の原子炉の近くに米軍の射撃場がある、危険だといふいろいろな問題がござりまして、この点についてはいろいろ議論を重ねられておりますが、私どもは、こういう原子炉に被害を与えるといふことを気持の上では想定いたしたくないのでござりまして、東海村の原子炉の上は飛行機は飛ばない、あるいは射撃場のターゲットを海上の適当な距離に移すとか、あるいは射撃場に入る飛行機の進入角度を、原子炉の方に關係のないように飛ばすとか、あるいは投下する高度を制限して、万一にもそこに誤りが起こらぬようにするとか、いろいろな万全の措置をとつて、射撃場の米軍側に不法の状態が発生しないように十分の注意を促し、そのように励行してござりまして、絶えず合同委員会でもこのことは要求し、米側でも気をつけております。しかしながら、こういったことがそれじゃ絶対に起こらないか、あるいは起こつた場合はどうするかといふことをここで議論されておるように思われますので、そういう場合について、今お尋ねのような、条約上どういふふうになるかといふことを考へておく必要があらうあるわけでございます。その点につきましては、御承知の通り、新しい安保条約に基づいてできました行政協定を改定し

たところの、いわゆる地位協定におきましては、やはり行政協定の場合と同様、第十八条にその補償措置について規定をいたしてござります。この十八条の第五項によりまして、米軍の軍用機でありますれば、これが私的に動いたとかいふようなことは想定されないで、おそらく公務上という活動をした、そして、それによつて原子炉の施設に損害を与えた、あるいはその施設関係のところに損害を与えたといふことを想定することにならうと思ひますが、そういう場合におきましては、十八条の第五項によつて、一時的に日本政府がこれらの損害を補償し、それを米側が七五%、日本側が二五%負担する、こういうことに相なる次第でござります。

○岡委員 私はこの施設・区域などの新協定を讀んでみまして、少し理解に苦しむようなところがありますので、この際はつきりさしていただきたいと思ひます。今御説のように、かりに米軍の爆撃練習機が原子炉に直接墜落をした、そこで事故が起つた、これも一昨年の秋に、私は東大の理学部と工学部の諸君に、あの当時の飛行機の重さが七トン強でござりましたが、これがマッハの速度で垂直から落ちた場合にどうなるか、水平にいつた場合どうなるかといふような事故解析を頼んだことがあるのです。コンテナがあられば発動機部分は四散して飛んでしまふ、コンテナがなければ耐圧容器に直接くづる、露出したダクトならば相当の事故も起るというふうな、いろいろな意見もありました。しかし、何しろこれはとても短時間で解析の結果を申し上げ得るほどのものでは

ないというふうなことでございまして、そこで、そういう事態を私は一応前提として考えてみるのですが、そうすると、今御説のように、爆撃練習機は公務執行中のものでございまして、これが原子炉に何らかの故障を与え、その結果第三者に損害が起った場合、この第十八条の第五項の「日本国政府以外の第三者に損害を与えたものから生ずる請求権」という第三者は、原子力事業者を意味するものと私は思うのですが、調達庁の方、いかがでしょう。

○異子政府委員 さようでございませう。

○岡委員 「請求は、日本国の自衛隊の行動から生ずる請求権に関する日本国の法令に従って、提起し、審査し、」云々と書いてあります。これから見ると、自衛隊の行動から生ずる請求権は、日本国において何らかの立法措置があるのかと存じますが、原子力の災害補償法によつては、新しい機構をもつて災害の公正な評価をするということになっておる。その場合、それとこの十八条五項の(四)項との関連はどういうふうになるのですか。

○異子政府委員 この従来の取り扱い及び現在存在します関係法規といったしましては、条約上は、この十八条第五項によりまして、国内的には国家賠償法及びこの安全保障条約に基づいてできました民事特別法、それによつて、また、それで足りない部分は一般民法の規定によつて処理する次第でございませう。

○岡委員 結局のところ、原子力事業者に対する補償ということに一定限定されているわけですが、そうすると、

その場合、原子力事故に基づく災害による第三者の損害賠償というものは、この補償の中には出ておらないわけでありませうか。

○異子政府委員 原子力事業者のみならず、たとえば、従業員に損害を与えたとか、あるいは原子力の施設が破壊してその付近住民に損害を与えたという場合にも、それらのものに対しては、この条項によつていずれも補償いたすはさうでございませう。

○岡委員 それは十八条のどういう項目で出てくることになるのでございませうか。

○異子政府委員 十八条の第五項でございませう。これはもちろん、その不法行為と因果関係のあるものについてでございませうが、この条項によつてやるわけではございませう。

○岡委員 そこで、この危険区域の下に存在するものは、民間企業としての原子力発電株式会社、もう一つ燃料公社があるのです。それから特殊法人としての日本原子力研究所がある。その場合、公社や特殊法人としての研究所というものはどういう取り扱いになるのか、これまでの先例から御説明を願いたい。

○異子政府委員 これまでのいわゆる三公社五現業と申します中の三公社、つまり国鉄、電電、それから専売の三公社につきましては、日米間に争いがありません。しかし、日本政府の解釈といたしましては、三公社は政府機関で、従つて、その所管する財産は国有財産でないという見解をとり、米側はそれに對して、三公社は国の機関であり、その所有する財産は国有財産である、従ひまして、旧協定の適用上、

国有財産に對する他方の軍隊の不法行為による損害の請求権を放棄するといふことになっております。その点から、米側は日本側の見解と反対の見解をもつて争つておりましたのですが、本件の原子力研究所につきましては、日本の国内法の建前から申しまして、私も、私どもの今までの考え方では、三公社とは全然性質を異にするし、日本政府としては、三公社とは違つた見解で第三者として取り扱ひができて、こ

ういふふうな判断をいたしてございませう。

○岡委員 それから、十八条第六項の(b)項でございませうが、(a)項において「公平かつ公正に請求を審査し、及び請求人に対する補償金を査定し、並びにその事件に関する報告書を作成する。」日本国政府が作成した報告書を受け取つた「合衆国の当局は、遅滞なく、慰謝料の支払を申し出るかどうか」ということになっておるわけですが、これは慰謝料になっておるわけですが、やはり慰謝料ということではございませうか。

○異子政府委員 第六項は、米軍の公務外における不法行為に基づいて損害を与えた場合の賠償規定でございませう。私が今申し上げましたのは、公務上の損害発生の場合の取り扱いについて申し上げたものでございませう。公務外で米軍が日本国の第三者に損害を負つた場合には、これは補償金でなく、見舞金を米側が直接被害者に支払ふ。ただ、その被害額の算定については、日本政府が調査して、その額を米側に通告する、こ

ういふ建前でございませう。

○岡委員 その場合に、日本側の調査機関が、第三者である公衆に与えた損害の評價をいたしまして、これを政府は受け取り、相手方に通報する、その報告を受け取つた米側は、見舞金でございませうか。

○異子政府委員 補償金でございませう。

○岡委員 その補償金を七五%でございませうか、支払うのですか。

○異子政府委員 さようでございませう。

○岡委員 一応手続はわかりました。最後に、時間もありませんが、私はさういふことではございませうが、日米合同委員会にこ

ういふ問題について専門委員会なり、小委員会を設けて、さうして非常な勇猛果敢な原子力委員長あたりの御出席を願つて、射撃場の返還問題を推進するといふようなことにならぬものでしょうか。

○異子政府委員 従来のこの種の取り扱いにつきましては、法規の建前から、損害額の認定は調達庁長官の権限内にございませう。もちろん、被害者側からの申請を待つて処理するという建前になっておりました、その申請に基づいていろいろ調達庁が調査し、被害額を算定いたします。しかしながら、その間にはいろいろ意見の不一致がありませうので、鑑定を求めるとか、いろいろ調査機関を通じて被害額の算定をいたすわけでありませう。さうして、調達庁として、また、被害者として、これだけの被害があるということをして算定いたしましたも、実際問題として、この処理は七五%は米国の負担になりますので、この損害額について

も、一応米側が異議を唱えることがございませう。さういったことで、話し合

いがなかなかつかない場合がありまして、さういった場合は、合同委員会に持ち上げて、外交問題として取り扱つていただく、こ

ういふ処置をとるものもございませう。しかし、さういふものは特殊事例のケースでございませう。従来の事項におきましては、ほとんど全部、調達庁長官と米側の賠償機関、それから被害者との話し合いが一致して解決を見ております。仮定される原子力関係の被害、こ

ういふことになりませうと、私もさういふことではございませうが、こ

ういふ時間にもかかるかと思ひますが、私からさういふ点についてのこまかいお答えはちよつといたしかねる次第であります。

○岡委員 私が申し上げておるものは、さういふことではないのです。米國との協定で、日本の原子力の平和利用のためにアメリカは協力を約束しておるわけですね。ところが、その協力を約束しておる米軍の爆撃演習によつて、あ

るいは日本の原子炉が損害を受けるかもしれないといふようなことを国会において懸念をしなければならぬといふことは遺憾である、非常に遺憾だ、であるから、アメリカ政府が日本の原子力の平和利用とその開発発展に真に協力しようといふならば、われわれが飛行機が墜落した事故について損害賠償を論じなくてもいいような状態、いわばその爆撃場をどこかよそへ持つていってやらう、こ

ういふような問題点を当然日本側から提起して、そこで日米合同委員会の中では、そのこと

に對する専門委員会というか、小委員会を持つ、そこで單なる調達庁や外務

省の人でなく、原子力委員長がその小委員会に出て、そうしてわが方の要求というものを堂々と主張する、そういう専門委員会を持つというようなことができないものかということをお聞きしておるのです。

そこで、委員長、そういうことはあり得ないこととはいながら、やはりあり得る可能性も考えられることなんでしょう。——これは日米合同委員会の中に小委員会を持ったことがあるのです。内灘の場合にあります。ですから、ぜひやはり原子力委員長が出席をして、堂々と、国会のわれわれの杞憂を打ち消すように、一つ御努力を願いたいということを要求いたしました、きょうはこれで終わります。

○山口委員長 他に御質疑もないようでありますから、我妻参考人からの意見聴取はこの程度にとどめます。我妻参考人に申し上げます。

本日は、御多用中のところ、長時間にわたり貴重な御意見の開陳をいただきまして、まことにありがとうございます。本委員会を代表して私から厚くお礼申し上げます。

本日はこの程度とし、これにて散会いたします。

午後四時四十五分散会